第3次 米原市行財政改革実施計画

(令和元年度実施状況 進行管理)

平成27年3月策定 平成28年9月改定 平成30年10月改定 令和元年8月改定 令和3年3月改定(予定)

令和3年(2021年)3月 **米原市**

3 第3次行財政改革実施計画 実施状況総括表(令和元年度)

※黄色の項目が重点項目です。

基本方針	推進項目	取組項目(重点項目)	No.	実施項目	進捗度	評価	所管課
$\overline{}$		(T. I.)	1	地域担当職員制度の活用と推進	b		地域協働課
多様な主体を2	まちづくり	(重点) 協働のまちづくりの推進	2	市民協働提案事業の推進	b		地域協働課
	を担う多様な主体との		3	(仮称) 市民活動センターの設置、運営	b		地域協働課
経主政経体力	協働	(重点)	4	民間活力活用指針の策定と民間委託等の推進	b		政策推進課
とをの		民間活力の積極的な活用	5	PPP/PFIの推進	b		管財課
活創 か造	市政の透明	市民への情報提供の充実	6	公式ウェブサイトの充実	b		情報政策課
す	化の推進	市政への市民参画機会の充実	7	広聴活動の充実	b		秘書室
	職員の資質	(重点)	8	人材育成基本方針の見直しと推進	b		総務課
2	向上と意識 改革	人財育成の推進	9	女性職員の活躍の推進	b		総務課
職	以里	職員の意識改革	10	職員提案制度の実施	b		政策推進課
員 力		効率的で機動的な組織体制整備	11	定員管理の適正化と多様な手法による人財の確保	b		総務課
の	組織体制の		12	防災情報伝達システムの構築と活用	b		防災危機管理課
向 上	改革	危機管理体制の強化	13	業務継続計画の策定	d		防災危機管理課
			14	コンプライアンスの徹底	b	\setminus	総務課
	行政サービ スの質的改 革	(重点) 行政評価(事業評価と事業整理)の推進		事務事業の見直し	b		政策推進課
		市民意向の的確な反映	16	市民意識調査の実施と反映	b	\setminus	政策推進課
		ICT活用の推進	17	行政クラウドの導入	b	/	情報政策課
			18	公共Wi-Fiの充実	b	\setminus	情報政策課
			19	コンピニ交付の利用促進/平成30年度~「マイナンバーカードの普及促進」	b	\backslash	地域協働課
		ゼロ予算、低予算事業の推進	20	職員力事業の実施	b		政策推進課
3 ・ 自 立	公共施設の 適正化	(重点) 公共施設の再配置(統廃合) の推進	21	公共施設再編の推進	р		管財課
U	,		22	国民健康保険事業	b		保険課
た 行			23	介護保険事業	b		くらし支援課
政 経			24	後期高齢者医療事業	b		保険課
営の		(T.E.)	25	農業集落排水事業(平成30年度から企業会計へ移行)	С		上下水道課
の 推		(重点) 特別会計事業の財政健全化	26	流域関連公共下水道事業(平成30年度から企業会計へ移行)	С		上下水道課
進	B 1 = 1 + 1 + 1 - 1		27	米原駅東部土地区画整理事業(特別会計は平成29年度末で廃止)	b	\setminus	政策推進課
	財政基盤の 強化		28	住宅団地造成事業(特別会計は平成29年度末で廃止)	b	\setminus	地域協働課
			29	駐車場事業	b		都市計画課
			30	水道事業	b		上下水道課
		(重点) 徴収率の向上と債権の適正管 理	31	徴収率の向上	b		収納対策課
		自主財源の確保	32	ふるさと納税の推進	а		政策推進課
			33	市有財産の活用と処分	b		管財課

		進捗状況							
実施項目	a (進捗101%以上)	d (進捗70%未満)							
33	1	1 29 2		1					
		重点項目	目の評価						
重点項目	a (進捗101%以上)	b (進捗100%)	b(進捗100%) c(進捗70~99%)						
17	0	15	2	0					

基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	協働のまちづくりの推進	重点項目

NO	1	所管課	地域振興課/	/平成30年度から	地域協働課				
実施項目	地域担当職員制度の活用と推進								
現状課題	今日の多様化、複雑化する地域課題に対応し、持続可能な活力あるまちづくりを進めていくためには、市民と市がそれぞれの役割を果たし、お互いが協力し合いながら、市民が主権者、主役としてまちづくりに参加、参画、協働していくことが求められている。								
改革の取組 (効果)	【取組】 ・地域の活性化を目指し、地域の課題や問題を解決するために取り組もうとする自治会主体のまちづくり活動に一緒に取り組む職員を「地域担当職員」として、自治会からの依頼により配置する。 【効果】 ・市と地域の距離が近くなり、連携強化が期待できる。 ・地域の方々と直接触れ合う中で、職員のコミュニケーション能力の向上が期待できる。 ・地域の課題把握ができ、職員は市民協働によるまちづくりの見地と、現場体験を通して課題解決のための政策立案能力が養われることが期待できる。								
目 標(目標値)	・地域課題、問題の・職員の実践能力の・制度の更なる定着		の拡大						
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度				
スケジュール	⇒継続実施	⇒ 継続実施 △ 制度の検証	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施				
	(△:調:	査・検討・協議 ○∶ア	5針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)				

平成	実施計画	・「地域担当職員制度実践事例集」の作成・成果報告会(自治会参加)と職員研修会の合同開催・全職員研修会の開催・地域ごとの派遣職員による意見交換会・制度の定着に向けた取組の推進	進捗度	С
27年度	実施結果	「・「地域担当職員制度実践事例集」の作成 ・自治会および職員を対象にした「地域まちづくりフォーラム」を開催した。 ・「地域担当職員制度職員研修会」を開催した。 ・制度の定着に向け、5月の自治会連絡協議会において資料配布を行ったほか、市広報7月1日号の特集記事でも本制度を活用した事例の紹介を行った。 ・滋賀県立大学と協働し「地域診断ワークショップ」を開催した。	評価	С
	実施計画	・成果報告会と職員研修会の合同開催・全職員研修会の開催・地域ごとの派遣職員による意見交換会・制度の検証	進捗度	С
平成28年度	実施結果	・米原市自治会連絡協議会の総会および各地域会議にて制度活用の呼びかけを行った。 ・今年度は、西山、河内、志賀谷の3つの自治会から新規申請があり、地域担当職員制度 に取り組まれることになった。 ・9/1に自治会および職員を対象にした「現場は地域だ!地域まちづくりフォーラム」を 開催し、本制度の活用事例の紹介を行った。 ・11/25に市職員の自主学習グループと協働し、地域担当職員制度職員研修会「地域でモ テる公務員になるためのモテる公務員講座」を開催し、職員のモチベーションアップを 図った。 ・3/26に滋賀県立大学と協働し、河内自治会において「地域診断ワークショップ」を開催した。 ・制度検証を行い、自治会役員の任期が単年度であるため、継続的なまちづくりが難しい ことが課題の根底にあることから、解決に向けた新しい取組の検討を行った。	評価	С

平成	実施計画	・実績検証を基に地域に則した制度・体制を再構築・成果報告会と職員研修会の合同開催・全職員研修会の開催・地域ごとの派遣職員による意見交換会	進捗度	р
(29年度	実施結果	・制度の検証を行い、自治会役員が単年度で交代するため活動の継続が難しいという課題に対して、自治会とは別となる「まちづくり委員会」を組織化支援するという新たな施策を構築した。 ・2/7に「地域担当職員研修会」を開催し、主に採用4年目以下の若手職員が本郷と能登勢の活動事例を学び、制度への理解を深めた。 ・1/12に「地域担当職員交流会」を開催し、今年度、自治会に派遣されている地域担当職員が一堂に会し、お互いの活動状況、悩み事や課題等の共有を行った。	評価	В
平	実施計画	これまでの取組成果をまとめる。職員研修会の開催派遣職員による意見交換会の開催	進捗度	С
平成30年度	実施結果	・藤川自治会が二度目となる制度を活用し、「災害発生時の緊急マニュアル作り」を短期集中的に実施された。 ・近年の竜巻災害や台風被害などを踏まえて、くらし支援課・防災危機管理課・社会福祉課と連携し、地域担当職員制度のリニューアルの検討を行い、来年度から推進する『避難行動要支援者の避難支援体制づくり』の推進体制を構築した。 ・職員研修会は実施なし。 ・派遣職員数(のべ) H25年度75人、H26年度34人、H27年度42人、H28年度18人、H29年度16人、H30年度3人	評価	С
令和	実施計画	 ・職員研修会の開催 6/19米原庁舎、近江庁舎 6/20山東庁舎 ・『避難行動要支援者の避難支援体制づくり』の推進 	進捗度	р
和元年度	実施結果	・重点施策「避難行動要支援者の避難支援体制づくり」のため、積極的な制度の利用を自治会へ勧め、3自治会(派遣職員9人)が利用された。 ・その他1自治会へ職員3人の派遣 ・平成30年度、令和元年度採用職員を中心に全職員へ研修を呼びかけ、2日間3会場でのべ25人の参加があった。	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→〇

●避難行動要支援者の避難支援体制づくり(個別計画)に取り組まれた自治会:62自治会(R2実績値・2.24現 な)

●避難行動要支援者の個別計画を活用した避難訓練を実施した自治会: 17自治会(R2実績値・2.24現在) 〇地域力強化につながる重点施策を設定し、重点施策に取り組む自治会に対し、自治会事務等取扱交付金の加算 および地域担当職員を派遣する。(R3重点/避難支援体制づくり、女性役員登用、空家への移住者受入)

ľ	基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)	
I	推進項目	まちづくりを担う多様な主体との恊働	
I	取組項目	協働のまちづくりの推進	重点項目

NO	2	所管課	みらい創生課		ら地域協働課	
実施項目	市民協働提案事業の推進					
現 状課 題 「平成29年度変更」	平成24年度からの 魅力発信、子育て、 進できた。 今後、多種多様化 提供が必要であり、 平成27・28年度	の制度創設以降、市民 地域課題などの分野 する市民ニーズに対 制度の趣旨を広く浸 において提案団体や	の持つアイディアやにおいて、これまでに 応するためには、市民 透させる必要がある。 担当課との共通理解の 進や協働意識の浸透	こない効果的な公共+ 民との協働による公共 のための期間の見直し	ナービスの展開が推 サービスの創出、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
【取組】 ・これまでの実施実績を踏まえての制度の見直し・改善 ・市民と市が協働実施によることでの課題解決の効果性の浸透を図る 【効果】 ・行財政改革的視点を重視した上での協働推進となる提案制度への発展 ・市民のアイデアやノウハウの活用により、公共的課題(地域課題)の解決が期待できる。					寺できる。	
目 標 (目標値) 【平成29年度変更】	10001-00 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0 - 0	趣旨の浸透のための 協働のまちづくりの	制度の再構築 推進」の満足度の上野	昇 H27 79.2%→R1	1 82%)	
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
スケジュール 【平成29年度変更】	⇒ 制度の見直しを 含めた継続実施	⇒ 制度の見直しを 含めた継続実施	△ 制度課題の洗い出し	〇 制度の再構築	© 見直した制度 での事業実施	
	(△:調	査・検討・協議 ○:7	5針決定・策定 ◎:実	m →:継続実施 ☆	: 完了)	

		•		
平成	実施計画	・募集から公開プレゼンテーションまでのスケジュールの見直し・市民協働提案事業運用ガイドの作成	進捗度	С
2 7 年度	実施結果	・応募した提案団体と担当課との連絡調整・協議を実施し、事業目標を共有することができた。 ・運用ガイド作成に向けて、「まいばら協働提案制度」に係る補助金交付要綱を平成28年2月に作成した。	評価	В
平成2	実施計画	・前年の反省点を踏まえ、必要に応じて制度運用の見直し	進捗度	b
8年度	実施結果	・より多くの提案が受けられるよう、募集時期以外でも活用できる協働事業運用ガイドを作成し、公式ウェブサイトで公開した。	評価	В
平成	実施計画	・制度設計後の5年間を踏まえての課題の洗い出し	進捗度	b
队29年度	実施結果	・市民団体との協働により、協働事業実施団体の交流促進および職員の協働意識の向上を図る企画を実施し、更なる協働の推進および協働意識の浸透を図った。(3/4実施 協働事業実施団体11団体・参加者50人)・協働事業終了後の資金調達の手法として、クラウドファンディング活用の支援体制を構築した。	評価	В
苹	実施計画	・ニーズに応じた制度の再構築	進捗度	b
成30年度	実施結果	・平成30年度協働提案事業は、10事業を実施した。 ・協働意識の向上や市民協働団体の交流を目的とした「まちづくろい人財の森集会」を開催した(参加者数:約60人)。 ・市職員の協働意識の向上および調査として、全体アンケートを実施した(回収154人)。協働事業が市業務にあたって効果的と回答した割合が71%あり、協働した際の課題として、協働相手に自主性がなかったこと、役割分担ができなかったことが多かった。	評価	В
令.	実施計画	・地域創造支援事業との整理検討 ・令和元年度に統合フレームを検討し、令和2年度に各審査委員会に諮り、統合となった場合は令和3年度から実施予定(令和3年度審査・令和4年度事業実施)。	進捗度	р
和元年度	実施結果	・まいばら協働提案制度と地域支援事業の募集を同時に行い、審査委員会において、いずれの事業として採択するかを審査する仕組みを検討した。 ・応募のあった事業について、両事業制度の目的に照らし、協働性や事業効果が高く期待できる事業制度での採択を目指した審査方法などを令和2年度に各審査委員会に諮る。	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

〇協働事業、地域創造支援事業の募集・審査の一本化を見据え、まずは両事業の連携を検討するため、両審査員会から複数の委員を選出し、合同による連携検討協議を行う。

基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	協働のまちづくりの推進	重点項目

NO	3	所管課	みらい創生説		ら地域協働課		
実施項目	(仮称)市民活動	(仮称) 市民活動センターの設置、運営					
人口減少、少子高齢化社会の進展に伴い、地域社会に新たな課題が生まれ、地域の公共を支援 めに、多様な主体が関わりを持つことが求められている。多様な主体が出会い、互いの活動を めの場が無いため、自主的な交流や情報収集が難しい。協働のまちづくりを推進し市の役割を ため、多様な主体が出会い互いの活動を知り、新しい連携や協力が生まれる拠点を設置する必要 る。 市民活動センターとしての拠点の必要性は望まれるものの、求められる機能や役割について、の団体が抱くイメージや期待に差異がある。また市民が活用する拠点施設であることから、市民計画や運営が必要である。				ヨいの活動を知るた し市の役割を果たす を設置する必要があ 役割について、各々			
【取組】 ・市民活動センターの方針(機能や役割)について市民ワークショップによる検討でいる場合では、							
目標値)		の設置とセンターの ースの本格稼働と利	市民団体による運営 用促進(利用団体:	目標10団体)			
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
スケジュール [平成28年度改定] [平成29年度変更] [平成30年度改定]	△ センター方針検討	⇒ センター方針検討	⇒ センター方針検討	⇒ センター方針検討	〇 センター設置計画		
	(△:調	査・検討・協議 ○:	方針決定・策定 ◎:第	≷施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)		

平成27	実施計画	・市民ワークショップによる市民活動センターの検討 ・旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用開始、本稼働運用検討 ・施設の条例化、運営主体の育成	進捗度	С
年度	実施結果	・旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用を平成27年4月から開始。 平成27年度末時点で、8団体が利用している。	評価	С
平成	実施計画	・市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
28年度	実施結果	・自治基本条例推進委員会において、市民委員の視点から目指すべき活動拠点の概念を検討していただいている。 ・旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、平成28年度末時点で、8団体が利用している。	評価	В
平成2	実施計画 『平成28年度改定』 『平成29年度変更』	・市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
9年度	実施結果	・自治基本条例推進委員会の提案書について施設整備の可能性の検討を行った。 ・旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、平成29年度末時点で、12団体が利用している。	評価	В
平成(実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	b
30年度	実施結果	・旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、平成30年度末時点で、12団体が利用している。 ・令和元年度から利用料金(実費相当額)を徴収することについて、利用団体の了解を得た。	評価	В
令和	実施計画 [平成28年度改定] [平成29年度変更] [平成30年度改定]	・市民活動センター設置に向けての準備、検討	進捗度	Ь
元年度	実施結果	・旧息郷小学校を活用した市民活動貸しスペースのモデル運用において、令和元年度末時点において、8回体が利用している。 ・令和元年度に利用料金(実費相当額)を利用団体(8団体)から徴収した。 徴収額合計:87,600円。	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

○市民活動センターの在り方を検討するため、市民活動団体に聞き取りを行ったり、先進視察を行う。

基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	民間活力の積極的な活用	重点項目

NO	4	所管課	政策推進課			
実施項目	民間活力活用指統	針の策定と民間委託等の推進				
現状課題	市民ニーズが多種多様化する中で、市が担う事務事業は増加傾向にある。限られた財源で公共サービスの維持向上を図るためには、事務事業全般について、市が直接実施すべきものとすべきでないものを精査し、民間活力等の活用が期待できるものは民間委託等を進める必要がある。 特に市場原理が働く事業領域においては、民営化、民間委託、PFI等の活用を行うことにより、産業や雇用の創出、拡大による地域の活性化を図ることが求められる。					
改革の取組 (効果) (平成28年度改定)	【取組】 ・民間等の活力活用の基本的な考え方を示す「米原市公民連携(PPP)の推進に関する指針」を策定する。 ・公民連携の推進に向けて、庁内の検討体制を確立する。 【効果】 ・地域、事業者等への産業、雇用の創出、拡大により、地域の活性化が期待できる。 ・民間委託等による質の高い公共サービスの提供(維持向上)や行政効率の向上が期待できる。					
目 標() (目標値) [平成28年度改定] [平成29年度変更]			る指針の策定(平成 する体制を確立する。			
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	検討	△ 検討・協議 △ 検討・協議	〇 活用指針策定 ⑥ 体制確立	⇒ 継続実施	⇒継続実施	
	(△:調	査・検討・協議 ○:7	5針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)	

平成2	実施計画	・民間活力活用指針の策定(上半期)・民間委託等実施計画の策定	進捗度	С
7 年 度	実施結果	・行財政改革市民会議で民間活力活用指針の策定方針(案)を示し、策定に向けた検討を行った。	評価	Α
平成2	実施計画	・米原市公民連携(PPP)の推進に関する指針の策定(平成28年度) ・公民連携の推進に向けて、庁内で検討する体制を確立する。	進捗度	С
8 年 度	実施結果	・行財政改革市民会議で米原市公民連携(PPP)の推進に関する指針(案)について審議 いただいたが、年度内の策定には至らなかった(平成29年6月策定予定)。	評価	С
平成2	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・米原市公民連携(PPP)の推進に関する指針の策定(平成29年度)・公民連携の推進に向けて、庁内で検討する体制を確立する。	進捗度	b
9 年 度	実施結果	・米原市公民連携(PPP)の推進に関する指針を平成29年6月に策定した。 ・公民連携の推進を含め、事業の抜本的見直しを検討する行財政改革改革推進プロジェクトチームを平成30年4月に立ち上げるべく、平成29年度中に設置要領の制定等諸準備を進めた。	評価	В
平成0	実施計画	・公民連携の推進に向けて、庁内で継続的に検討する。	進捗度	b
3 0 年度	実施結果	・公民連携の推進を含め、事業の抜本的見直しを検討するため、行財政改革プロジェクトチームを立ち上げ、各部局で全219項目の洗い出しを進め、うち164項目について見直しを進めることにした。 ・継続的に検討するため、アクションブラン調書の様式を変更し、進捗管理できる仕組みを検討した。	評価	В

(様式1)

全	・公民連携の推進に向けて、庁内で継続的に検討する。(アクションプラン調書へ項目追加し、継続的に進捗管理) ・事業見直し項目のうち、2019年度見直し項目の着実な実施と進行管理	進捗度	b
元年度	 ・公民連携の推進に向けて庁内で継続的に検討するため、アクションプラン調書の様式を変更し、進捗管理を行った。 ・2019年度に実施した事務事業見直し項目のうち、各部1事業について外部有識者との意見交換会を行い、次年度以降の事務事業の進め方を検討した。	即温	



○各部局の全ての事業ごとに公民連携の有無、可能性の有無について確認する。(令和2年度から実施中) ○外部有識者との意見交換は、コロナの影響により翌年度へ変更して実施する。主に補助事業を中心にした見直 しに向けて検証、助言等を受けながら、補助金の在り方や見直し等の議論を行い、令和4年度に向けた方向性を 定める。

基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)	
推進項目	まちづくりを担う多様な主体との協働	
取組項目	民間活力の積極的な活用	重点項目

NO	5	所管課		管財課	
実施項目	PPP/PFIの推進				
現状課題					
改革の取組 (効果)	• 指定管理者制度導 【効果】		手法の導入が可能な	施設の調査、検討を1 る経費の削減および2	
目 標(目標値)	• PPP/PFI推進ガイ	/ドラインの策定			
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール [平成29年度変更]	△ ガイドライン策定調査	△ ガイドライン策定調査	△ ガイドライン策定検討	○ ガイドライン策定 △ 導入施設の調査、検討	⇒ 継続実施
	(△:護	査・検討・協議 ○:7	5針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)

平成27	実施計画	PPP/PFI導入ガイドラインの策定に係る調査、検討PPP/PFI導入施設の調査、検討	進捗度	b
7年度	実施結果	・PPP/PF 導入ガイドラインの策定に係る調査、検討 ・PPP/PF 導入施設の調査、検討	評価	В
平 成 2	実施計画	PPP/PFI導入ガイドラインの策定PPP/PFI導入施設の調査、検討	進捗度	С
8年度	実施結果	・指定管理者制度における評価方法についての見直しを検討した。 ・PPP/PFI関連のセミナーに参加し情報収集を行った。	評価	С
亚	実施計画	・PPP/PFI導入ガイドラインの策定に係る検討	進捗度	С
-成29年度	実施結果	・指定管理者制度の外部評価において新たな評価方法で実施した。 ・指定管理者制度の実施状況調査をより円滑に行うため、モニタリングのガイドラインを改正した。 ・公の施設等検討委員会を解体し、施設所管部署において責任ある施設管理が図れるよう事務手順を改めた。 ・公共施設等総合管理計画を策定したことから、関連セミナーに参加した。 ・PPP/PFIに関して他団体の導入状況など情報収集を行った。	評価	С
平成3	実施計画	PPP/PFI導入ガイドラインの策定PPP/PFI導入施設の調査、検討	進捗度	р
0 年度	実施結果	・現段階におてはPFI導入可能施設が限られるため、ガイドライン策定に変えて施設所管部署ごとに個別の実施要領を策定してもらうこととした。 ・PFI導入可能施設について、施設所管部署において調査検討してもらい、導入方法等について協議を行った。	評価	В
令和一	実施計画	・PPP/PFI導入施設の調査、検討 (グリーンパーク山東・醒井水の宿駅・近江母の郷文化センターの3施設を今年度所管部署 である商工観光課にて調査等実施予定。)	進捗度	b
元年度	実施結果	・グリーンパーク山東、近江母の郷文化センター、醒井水の宿駅の3施設のパンドリング等の運営権事業可能性調査を実施した。結果、グリーンパーク山東および近江母の郷文化センターの2施設でのバンドリングに向けた取り組みを実施することとなった。	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

- ●PFI導入可能性調査を観光関連3施設で実施し、うち2施設(グリーンパーク山東、道の駅「近江母の郷」)を一体的に運営権事業としてPFIを進めることとなった。 ●ガイドラインは、個別事業ごとに実施要領を策定することとした。。 ○限られた市の財政状況により、多くの公共施設を維持・更新していくためには、可能性のある施設においてはPFI事業をはじめ様々な公民連携の手法の活用を進めていく。

基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)
推進項目	市政の透明化の推進
取組項目	市民への情報提供の充実

NO	6 所管課 広報秘書課/平成30年度から情報政策課					
実施項目	公式ウェブサイ	トの充実				
現状課題	平成24年12月に公式ウェブサイトを全面的に刷新し、掲載情報の充実や更新頻度の向上に努めているが、平成25年9月から本格的に運用を開始した公式FacebookなどSNSとの連携機能が低く、包括的な運用が困難である。社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の本格的な運用に伴い、需要の増大が予想される電子申請機能が未整備である。					
改革の取組 (効果)	な運用を行う。 ・SNSとの連携機能 29年度中に公式ウェ 【効果】	とや電子申請の導入を エブサイトを全面刷新	cebookなど他の媒体 見据え、マイナンバ fする。 lにより、市民との情	ー制度が本格的に運		
目標値)	・月平均25,000ア ・平成29年度中に2	クセス 公式ウェブサイトの全	全面刷新			
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
スケジュール	◎ 効果的運用	⇒ △ 公式ウェブサイト の調査、検討	⇒ ◎ ☆ 全面刷新、完了	⇒	⇒	
	(△:調	査・検討・協議 ○:7	う針決定・策定 ◎:実	g施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)	

平成27	実施計画	・広報まいばらを軸に、行政放送、市公式ウェブサイトおよびFacebookページなどの積極的な活用(月平均25,000アクセス)	進捗度	b
7 年度	実施結果	市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約40,000回公式Facebookページ記事掲載 220件	/	
平成2	実施計画	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用(月平均50,000アクセス) ・公式ウェブサイトの全面刷新に係る調査、検討	進捗度	b
8年度	実施結果	市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約46,000回公式Facebookページ記事掲載 241件	/	
平成29	実施計画	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用(月平均50,000アクセス) ・公式ウェブサイトの全面刷新に係る調査、検討	進捗度	b
9 年度	実施結果	市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約50,000回公式Facebookページ記事掲載 157件	/	
平成3	実施計画	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYou Tubeなどの積極的な活用(月平均50,000アクセス) ・公式ウェブサイトの全面刷新に係る調査、検討	進捗度	b
O 年 度	実施結果	市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約95,000回公式Facebookページ記事掲載 182件		
令和元	実施計画	・市公式ウェブサイト、FacebookページおよびYouTubeなどの積極的な活用(月平均 95,000アクセス)	進捗度	b
年度	実施結果	市公式ウェブサイトの月平均アクセス 約102,000回公式Facebookページ記事掲載 189件		

基本方針1	地域力の創造(多様な主体を活かす地域経営)
推進項目	市政の透明化の推進
取組項目	市政への市民参画機会の充実

	NO	7	所管課	広報秘書	課/平成30年度カ	ら秘書室
	実施項目 広聴活動の充実					
					るまちづくりを進め	
갆	文革の取組 (効果)	運営の現場にいる市 【効果】	職員との意見交換も	可政が意見交換を実施 定期的に行なう。 への反映と、相互理解		
	目 標(目標値)		懇談会の開催(年間) 等との意見交換(ラ	20回) ンチミーティング等)	の実施	
	年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	スケジュール	◎⇒ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施
_						進
平成2	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催(年間20回) 進				

平成27	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催(年間20回) ・市が支援する団体等との意見交換(ランチミーティング等)実施	進捗度	b
7年度	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 20回	/	
平成2	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催(年間20回) ・市が支援する団体等との意見交換(ランチミーティング等)実施	進捗度	b
8年度	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 44回	/	
平成2	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催(年間20回) ・市が支援する団体等との意見交換(ランチミーティング等)実施	進捗度	b
9 年 度	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 16回		
平成3	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催(年間20回) ・市が支援する団体等との意見交換(ランチミーティング等)実施	進捗度	b
O 年度	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 15回		
令和云	実施計画	・米原市まちづくり懇談会開催(年間20回程度) ・市が支援する団体等との意見交換(ランチミーティング等)実施	進捗度	b
元年度	実施結果	・市が支援する団体等とのまちづくり懇話会・意見交換の開催 15回	_	

	基本方針2	職員力の向上	
I	推進項目	職員の資質向上と意識改革	
I	取組項目	人財育成の推進	重点項目

NO	8	所管課	総務課			
実施項目	人材育成基本方式	針の見直しと推進				
現状題	平成18年3月に策定した人材育成基本方針を平成22年に見直し、これからの人材育成の在り方や基本的な方向性などを明らかにするとともに、人材育成基本方針に基づいた計画的かつ総合的な人材育成の取組を進めてきたところである。平成22年改訂の人材育成基本方針は5年を経過し、この間の社会経済情勢を踏まえ、また、多様化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、新たな人材育成のあるべき方向を再検討する必要がある。					
改革の取組 (効果)						
目 標 (目標値)						
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
スケジュール [平成29年度変更] [平成30年度改定]	△ 調査・検討	△ 検討	△ 検討	〇 見直し方針策定	◎ 新たな方針による 事業実施	
	(△:	調査・検討・協議 〇	: 方針決定・策定 ◎:	実施 ⇒:継続実施 ☆:	完了)	

平成2	実施計画	・ (仮称)人材育成推進委員会の設置および開催、現状の検証、先進事例の調査、 職員アンケート等の実施	進捗度	b
7年度	実施結果	・新たな人事考課制度の構築、ワークライフバランス推進施策の実施・検証、現状の検証、先進事例の調査、職員アンケートの実施	評価	В
平成(実施計画	・ (仮称)人材育成推進委員会の開催、人材育成基本方針の見直し	進捗度	С
28年度	実施結果	新たな人事考課制度を平成28年3月に策定し、平成28年度から運用を開始しました。また、今後の人材育成に係る職員アンケートを平成27年度に引き続き実施し、基本方針の見直しに向けての整理を行いました。	評価	С
平成2	実施計画	・ 人材育成基本方針の見直し方針策定	進捗度	С
9年度	実施結果	・平成29年度研修計画を策定し、計画どおり研修を実施した。・人材育成基本方針については、方針案の検討を行った。	評価	С
平成3	実施計画	・ 人材育成基本方針の見直し方針策定	進捗度	b
0 年度	実施結果	・平成30年度に人材育成基本方針の見直しを行い、平成30年4月からの人材育成 基本方針を策定した。	評価	В
令	実施計画	・新たな人材育成基本方針に基づく事業の実施	進捗度	b
和元年度	実施結果	人材育成基本方針に掲げる「人権を尊重し、公務員としての高い倫理観と使命感を持つ、市民から信頼される職員」、「経営感覚やコスト意識を持ち、効率的な都市経営の執行に努める職員」、「幅広く地域の課題や活性化に取り組み、市民が主役となる行政運営に努める職員」を目指して、各種研修を実施した。	評価	



アウトカム (成果) →● 今後の方向性→O

●人材育成基本方針に基づき、市民に信頼され地域のために高い成果を上げる活力ある組織を目指し、職員の人材育成を推進した。
●人権、公務員倫理、接遇などの基礎研修、滋賀県市町村職員研修センターによる階層別研修、組織力向上研修や自立型職員育成研修など、時代に求められる職員の育成を図るため各種研修を実施した。
●コロナ禍においても研修を推進するため、ウェブ会議システムを活用したオンライン研修を実施した。
○コンプライアンスを推進し、市民から信頼される市役所、市民が安心して生活できる市政運営を目指し、小さな変化に気き合える職場づくり、風通しの良い組織づくりを進めるため、所属別研修と組織力向上に資する研修を推進する。

8

基本方針2	職員力の向上	
推進項目	職員の資質向上と意識改革	
取組項目	人財育成の推進	重点項目

NO	9 所管課 総務課				
実施項目	女性職員の活躍の	の推進			
現状題	行政施策の展開が求 登用」、「女性職員	男女共同参画推進計画に基づく総合的な施策を推進するとともに、女性ならではの視点を生かした 行政施策の展開が求められている。また、女性の活躍を推進するための課題として、「人材の育成と 登用」、「女性職員の不安の解消」、「女性職員自身の意識改革」、「ワーク・ライフ・バランスの推 進」があり、これらの改善に取り組む必要がある。			
改革の取組 (効果)	【取組】 ・各種研修への参加機会の確保による意欲の向上と能力開発 ・適材適所の人事配置および意欲と能力のある女性職員の管理職への登用の促進 ・子育て支援ハンドブックの見直し、特定事業主行動計画に基づく施策の推進 ・定員適正化計画の見直しに合わせて女性職員の任用、登用の在り方を検討 【効果】 ・多様な視点を備えた施策の実施による住民サービスの向上 ・ワーク・ライフ・バランスの推進				
目標値)	【第2次男女共同参画推進計画の目標値】 ・市役所管理職における女性職員の割合 平成29年度 25.0%(H26.4時点21.6%) ※平成26年に目標値を20.0%から25.0%に変更 ・市役所男性職員の育児休業取得の割合 平成28年度 5%(H26.4時点0%)				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成28年度改 定】	△・○ 検討 計画の見直し	◎ 新たな計画による 事業実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒継続実施
	(△:調	査・検討・協議 ○:ア	5針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)

平 成 2	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
7年度	実施結果	・「子育て応援・女性活躍推進プラン」(特定事業主行動計画(第3期))を策定	評価	Α
平成2	実施計画	・定員適正化計画の見直しに合わせて女性職員の任用、登用の在り方を検討 ・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
8 年 度	実施結果	・平成28年3月に策定した「子育て応援・女性活躍推進プラン」(特定事業主行動計画 (第3期))に基づき、施策を実施した。	評価	В
	実施計画	• 特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
平成29年度	実施結果	・男性の育児休業取得推進:1人実施。対象者への市長メッセージの送付した。 ・育児休業中の職員への情報提供等の復職時の支援を実施した。 ・ワークライフバランスの推進:所属ごとの目標設定。働き方改革通信(4回)を発信。 時差出勤勤務の利用促進期間の設定(6月~10月)。月の途中で時間外勤務が50時間を 超えて時間外勤務の所属部長への事前協議と60時間を超えて命令を行う場合は、総務課に 事前協議を行うこととし、過重な時間外勤務に対する対策が早期に講じられる仕組作りを 行った。 ・女性管理職の割合:25.2%(H29.4.1)	計個	В

	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
平成30年度	実施結果	・男性職員の育児休業を促進するため、対象者および所属長へ市長メッセージを送付し、育児休業の取得を促した。 ・育児休業中の職員の情報提供等の復職時の支援として、平成31年度前半に復職する職員を対象にヒアリングを実施して情報提供等を行った。 ・時差出勤勤務の利用促進期間(6月~10月)を設定し、柔軟的な働き方を促進することでワークライフバランスの推進に努めた。 ・誰もが働きやすさと働きがいを感じる職場づくりを進めるため、平成30年3月12日に男女共同参画・ワークライフバランス推進職員全体研修会を開催した。 ・メンタルヘルス不調の予防および健全な職場づくりを推進するため、組織のコミュニケーションアップとメンタルヘルスの予防を目的とした心の健康づくり事業を実施し、男女ともに働きやすい職場づくりを進めた。 ・女性管理職員の割合:23.8%(H30.4.1)	評価	В
	実施計画	・特定事業主行動計画に基づく施策の実施	進捗度	b
令和元年度	実施結果	・男性職員の育児休業を促進するため、対象者および所属長へ市長メッセージの送付し育児休業の取得を促した。男性職員2人が育児休業を取得した。 ・6月から10月までの期間を夏季特別休暇と年次有給休暇の集中取得期間および時差出勤勤務の利用促進期間とし、ワークライフバランスの推進に努めた。 ・育児休業中の職員への情報提供等の復職時支援を行った。 ・所属ごとにワークライフバランスの取組目標を設定し、身近な所属単位で取組を推進した。 ・働き方改革関連法の施行に伴い、月の途中で時間外勤務が45時間を超えて時間外勤務の命令を行う場合は、所属部長の意見と改善のための対応を「時間外勤務における改善報告書」にまとめて総務課へ提出することとし、過重な時間外勤務に対する対策が早期に講じられる仕組みづくりを行った。 ・女性管理職の割合:22.1%(H31.4.1)	自唱	



アウトカム (成果) →● 今後の方向性→O

●職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数 目標8時間以内→15時間(R1実績)
 ●年次有給休暇の平均取得日数 目標12日→11.7日(R1実績)
 ●テレワークやリモート会議導入のため、各庁舎に機器・環境設定を行った。
 ○性別や置かれている環境に関係なく、全ての職員が働きやすさを実感できる職場づくりを進めるため、ワークライフバランスの取組目標を「子育て応援・女性活躍推進プラン(後期計画)」に設定し、取組を展開する。

基本方針2	職員力の向上
推進項目	職員の資質向上と意識改革
取組項目	職員の意識改革

NO	10	所管課	政策推進課				
実施項目	職員提案制度の	実施					
現状課題							
改革の取組 (効果) 「平成30年度改定」					員の意識改革が期待		
目標値) (目標値) 【平成30年度改定】	• 実施提案数(年間	5提案)					
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成30年度改定】	△ 見直し検討	○◎ 内容確定・実施	○◎ 内容確定・実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施		
	(△:調	査・検討・協議 ○:7	う針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)		
亚	職員提案の募集(陥)	n+\			進		

平成27	実施計画	・職員提案の募集(随時)・提案の審査(年2回)	進捗度	С
7 年 度	実施結果	・職員提案制度の見直しを行ったため、募集は実施しなかった。		
平成2	実施計画	・職員提案の募集(随時)・提案の審査(年2回)	進捗度	b
28年度	実施結果	・平成27年度の見直しにより、職員提案は1回のみとしたが、目標としていた年間60提案を上回る76提案を受け付けることができた。意欲的に業務の効率化、市民サービスの向上などを考えられる職員の育成とともに、提案について組織で検討することで職員の意識改革を図った。		
平成	実施計画	・職員提案の募集(随時)・提案の審査(年2回)	進捗度	b
29年度	実施結果	・平成29年度は目標である年間60提案を大きく上回る94提案を受け付けることができた。 ・審査回数を2回に増やすとともに、随時募集も行った。一方で、各所属の対応業務が昨年度よりも大幅に増加したため、実施手法の再考が必要。		
平成	実施計画	・職員提案の募集、審査	進捗度	b
成30年度	実施結果	・提案の仕組みを改正し、政策形成能力の育成も踏まえた「職員提案制度」と、ゼロ予算であらゆる事務の改善を目指す随時募集型の「事務改善提案制度」で実施した。 ・職員提案制度は市長等による審査とし、採択=予算化(実現)につなげ、職員の意欲向上につなげる仕組みとした。 ・職員提案制度 提案/3件、採択/3件 ・事務改善提案制度(随時) 提案9件		
令和元	実施計画	・職員提案の募集、審査	進捗度	b
年度	実施結果	・職員提案による事業見直しに代わり、外部有識者との意見交換会による事務事業の見直 しを行った。	_	

基本方針2	職員力の向上
推進項目	組織体制の改革
取組項目	効率的で機動的な組織体制整備

NO	11	所管課		総務課			
実施項目	定員管理の適正値	比と多様な手法に	よる人財の確保				
現状課題	成24~28年度)を 能で安定した行政サ	第1次、平成19年度に第2次、平成24年度に第3次定員適正化計画(計画期間:平 を策定し、中長期的な職員数の適正化を進めてきたところである。引き続き持続可改サービスを提供できる組織を維持するとともに、専門性や高い資質を備えた人財を多様な手法による任用を行うことで変化する行政課題に迅速かつ的確に対応できる機くる必要がある。					
改革の取組 (効果)	【効果】	見直し を備えた人財を確保 織機構の編成および					
目 標(目標値)	・定員適正化計画の ・定員適正化計画に	見直し 基づいた職員数の適	正化				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
スケジュール 【平成29年度変更】	【平成29年度変更】 定員適正化計画 定員適正化計画 定員適正化計画 の検討 の策定・実施						
	(△:調	査・検討・協議 ○:ア	- 5針決定・策定 ◎:実	E施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)		

				′
平成27	実施計画	・第3次定員適正化計画に基づく定員管理	進捗度	b
7 年 度	実施結果	・第3次定員適正化計画に基づき適正な定員管理を実施		
平成2	実施計画	・第3次定員適正化計画に基づく定員管理 ・第4次定員適正化計画の検討、策定	進捗度	С
8年度	実施結果	・平成29年度当初までの第3次定員適正化計画に基づく適正な定員管理を実施しました。 また、平成30年度以降の第4次定員適正化計画については、素案を作成しました。		
平成	実施計画	・第4次定員適正化計画の策定・実施	進捗度	b
(29年度	実施結果	・第3次定員適正化計画を改定した。 当初は、第4次定員適正化計画として策定予定をしていたが、今後、3年後 の統合庁舎整備に伴う人員配置等が大幅に変更となることから、それまでの 間は、第3次定員適正化計画の改訂版として整理を行うこととした。 定数:410人(第3次定員適正化計画と変更なし)		
平成3	実施計画	・第3次定員適正化計画改定版に基づく定員管理	進捗度	b
O 年度	実施結果	・第3次定員適正化計画に基づき定員管理を行った。 計画に定める定数:410人⇒H30.4.1現在職員数:401人		
令和元	実施計画	・第3次定員適正化計画改定版に基づく定員管理	進捗度	b
年度	実施結果	・第3次定員適正化計画に基づき定員管理を行った。 計画に定める定数:410人⇒H31.4.1現在職員数:406人		

I	基本方針2	職員力の向上
	推進項目	組織体制の改革
	取組項目	危機管理体制の強化

	NO	12	所管課		防災危機管理課			
	実施項目	防災情報伝達システムの構築と活用						
	現状課題	現在のシステムは、合併前の旧4町で整備し、古いものでは山東地域の同報系防災行政無線が24年を経過している。また、伊吹地域の防災行政無線は、戸別受信機の製造が停止され、現在は、修理をして対応をしている状況であり、他の地域の防災無線においても老朽化が著しく、不具合も多く発生している。システムも3メーカーの機器が導入され、機能および操作方法も異なり、運用に支障を及ぼす可能性がある。						
ਟ	文革の取組 (効果)	・整備した防災情報 【効果】	わる新たな防災情報 伝達システムを生か 災情報を迅速かつ的	した自主防災組織の引		3手段と制度の確立		
	目標値) (目標値) 平成28年度改定)	• 整備工事および運	計(平成27年度から 用開始(平成29年度 5災情報伝達システム	まで)	防災リーダーの育成	と自主防災組織の強		
	年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
	スケジュール 【平成28年度改 定】	△ 市民説明 △ 自主防災組織の育成・強化	△○ 新システム詳細設計 △ 自主防災組織の育成・強化	◎整備工事 (全地域)△自主防災組織の育成・強化	☆ 完成 ⇒ 維持管理 △ 自主防災組織の育成・強化	⇒ 維持管理 △ 自主防災組織の育成・強化		
		(△:調	査・検討・協議 ○:7	方針決定・策定 ◎:第	厚施 ⇒:継続実施 ☆	·: 完了)		

平成	実施計画	・新システムの実施設計を作成・市民へ新システムの説明を行う。・新システムの概要説明と併せ、自主防災組織の強化を図る。	進捗度	С
27年度	実施結果	・米原市防災情報伝達システム基本計画の市民説明会を平成27年8月22日,23日に4会場(山東庁舎、近江公民館、米原庁舎、伊吹薬草の里文化センター)で開催した。 ・新システムの整備と平成28,29年度の2か年で実施することから、平成28年度に詳細設計を行なうなかで自治会に新システムの概要説明とともに、自主防災組織の強化を図っていただくようお願いする。	/	
	実施計画 【平成28年度改定】	・新システムの実施設計を作成・新システムの利用方法の周知と併せ、自主防災組織の強化を図る。	進捗度	b
平成28年度	実施結果	・米原市防災情報伝達システム自治会説明会を平成28年5月15日に3会場(伊吹庁舎、山東庁舎、米原公民館)で開催した。 ・新システムの整備を平成28,29年度の2か年で実施することから、平成28年度に詳細設計を行ない、81自治会(83箇所)で音達調査を実施し、屋外スピーカーのスピーカー構成を決定し、自治会長から設置位置の同意書を提出いただいた。また、希望されれば自治会毎に新システムの説明会を自治会に訪問して行っており、今後もきめ細やかに周知を図っていく。	/	

	実施計画 【平成28年度改 定】	・実施設計に基づき、整備工事を行う。 ・新システムの利用方法の周知と併せ、自主防災組織の強化を図る。	進捗度	b
平成29年度	実施結果	 ・平成28年度の実施設計に基づき、屋外スピーカーを順次設置し、平成30年2月末設置完了 設置箇所数: 市内136基 ・平成29年4月1日から、米原市防災アブリの運用を開始 平成30年2月末現在、防災アブリ登録件数: 6,517件 携帯電話(ガラケー)登録件数: 1,714件 合計8,231件 ・平成30年1月より、専用タブレットの配布開始 平成30年2月末現在、助送件数: 157件 ・平成29年5月27日、自治会長向け説明会を3会場で開催。新システムの説明会を自治会等に出向き開催。説明会では自助、共助(自主防災組織)の重要性についても説明 平成30年2月末現在説明会実施件数: 65回(3月末までにあと13回実施予定) ・自主防災組織強化に向けた取り組みとして、地域防災リーダー研修会(消防団員編64人、自治会編60人)を開催。防災講演会を6月17日に開催、147人が参加 ・防災資機材の購入に対する補助事業を、55自治会に対し実施 		
	実施計画	新システムの維持管理地域防災リーダーの育成と自主防災組織の強化を図る。	進捗度	b
平成30年度	実施結果	 防災情報伝達システム供用開始(4月から) 説明会(自治会向け)18自治会 屋外スピーカーの音達調整を実施50自治会 地域防災リーダー研修会開催 自治会編(5/20)62人 消防団編(9/8、9)55人 出前講座(防災講座)開催10自治会 防災資機材購入補助事業60自治会 		
令	実施計画	・新システムの維持管理・地域防災リーダーの育成と自主防災組織の強化を図る。	進捗度	b
和元年度	実施結果	 年間をとおして自治会操作説明 地域防災リーダー研修会 自治会 11月9日 参加71人 消防団 9月7、8日 参加60人 防災資機材購入補助 49自治会 		

基本方針2	職員力の向上
推進項目	組織体制の改革
取組項目	危機管理体制の強化

NO	13	所管課		防災危機管理課		
実施項目	業務継続計画の策定					
現状課題	大規模災害等の発生時においては、行政機能も低下することが想定され、こうした場合であっても 最低限維持しなければならない業務を継続して実施できる体制を整える必要がある。しかし、現在、 業務継続計画等が整備されておらず、大規模災害等の発生時においては、行政機能の低下を招き市民 生活に影響を及ぼすことが考えられる。					
改革の取組 (効果)	業に優先順位を付け 応できる計画を作成 【効果】	頁次、業務継続計画の 、大規模災害時等に する。 生時において、最低	帯ることが許されない	小事務事業を洗い出し	<i>」</i> た上で、事案に対	
目 標 (目標値) [平成28年度改定] [平成29年度変更]	•業務継続計画(地	震編)の策定(平成	30年度)			
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
スケジュール 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	△ 調査・検討	△ 調査・検討	△ 調査・検討	O 計画策定	⇒ 計画の見直し	
	(△:調	查・検討・協議 ○:7	う針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)	

平成	実施計画	業務継続計画の研究と進め方について検討業務継続計画の作成が必要な事案の整理最低限実施する必要がある事務事業の洗い出しを行う。	進捗度	d
2 7 年度	実施結果	・H27年度の市総合防災訓練は、各課において訓練内容を計画し、各課の担当業務の再確認と業務継続計画策定を意識した取り組みを行った。 ・次年度(H28)の市総合防災訓練において、業務継続計画の作成に向け、滞ることが許されない事務事業の洗い出しを行うため、平日に訓練を行い確認・検証作業を行うこととした。	/	
平成	実施計画	・市総合防災訓練において、滞ることが許されない事務事業の洗い出しを行う。	進捗度	d
28年度	実施結果	・平成28年度の市総合防災訓練において、平日に訓練を行い、災害時に資源(人、物、情報等)が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画(BCP)の作成に向け確認・検証作業を行った。結果として、BCPについては、市独自での策定は困難と判断し、外部機関の支援を得る形で策定を行っていく。	/	
苹	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・ 業務継続計画策定に係る検討	進捗度	b
成29年度	実施結果	・本年度は業務継続計画の策定に向け、国などが主催する研修会へ参加した。研修では業務継続計画だけでなく、受援体制の確保も含めた計画が必要であるとの説明を受けた。 内部での検討の結果、平成30年度は、3年後の統合庁舎整備時の機構改革を見据え、内閣府が策定した「業務継続計画の策定に向けた手引き」に基づき、簡易的な業務継続計画の策定を行い、統合庁舎整備後に、外部機関の支援を得る形で、改めて機構改革後の内容で計画を策定(修正)することとした。		
平成(実施計画	・業務継続計画の策定	進捗度	b
30年度	実施結果	・平成30年度中の策定に向け、事務事業の洗い出し、策定ワーキングチーム設置の準備を進めたが、統合庁舎整備の関連により、未決定事項が多いため、整備の進捗に併せて策定を進める。(部長会議で決定)		
令和元	実施計画	• 業務継続計画策定に係る検討	進捗度	d
年度	実施結果	・米原市地域防災計画の修正等とあわせ、令和2・3年度で実施することとした。		

	基本方針2	職員力の向上
	推進項目	組織体制の改革
I	取組項目	危機管理体制の強化

NO	O	14	所管課	総務課				
実施項	頁目	コンプライアン	1ンプライアンスの徹底					
現課	状 題	市政運営を着実に進めるためには、市に対する市民からの信頼が不可欠である。 職員による違法行為や不祥事を防止するため、組織的なコンプライアンスの取組を徹底していく必要がある。						
改革の(効果		【取組】 ・米原市職員コンプライアンス行動指針の徹底 【効果】 ・市民から信頼される市役所の確立						
目 (目標 【 _{平成29年}			発生件数、交通事故 に係る研修実施の維	(人身事故)発生件 持	数(O件)			
年次記	画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
【平成30年度改定】 行動指針の改訂				⇒ 継続実施				
		(△:調	査・検討・協議 ○:7	う針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)		

平成2	実施計画	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底	進 捜 皮
7 年 度	実施結果	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底	
平	実施計画	・公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 ・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底	進
成28年度	実施結果	公務員倫理研修、交通安全研修等の実施 服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底 コンプライアンスに係る研修 公務員倫理研修(10/7)30人、所属別公務員倫理研修 安全運転意識向上研修(1/20)47人 お	
平	実施計画	・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底 ・コンプライアンスに係る研修実施の維持(公務員倫理研修(管理職・所属別)、交通安 全研修)	進費度
成29年度	実施結果	・平成29年度に相次いで発生した不祥事の発生により、不祥事再発防止対策委員会を設置、その事件の背景や対策についてまとめるとともに、平成24年に策定したコンプライアンス行動指針を見直し、不祥事の再発防止と市民の信頼回復に向けた実践行動計画を策定した。 所属別基礎研修(各所属で倫理・人権・接遇研修を11月までに実施) 9/3公務員倫理研修(各所属1名以上)、1/16安全運転意識向上研修所属別倫理研修(不祥事発生後、12月、3月に実施)	

	実施計画	・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底 ・コンプライアンスに係る研修実施の維持(公務員倫理研修(管理職・所属別)、交通安 全研修)	進捗度	b
平成30年度	実施結果	・平成29年度および平成30年度に、公共工事の発注事務に係る職員の不祥事が相次いだことから、市民の信頼回復を図るため、発注事務における秘密の漏えい、官製談合、収賄などの不祥事を防止するため、職員が行う全ての発注事務について、関係法令はもとより、守秘義務および綱紀の保持を徹底するための基本的なルールとして、平成30年7月に米原市発注者綱紀保持規程(以下「発注者綱紀保持規程」という。)を策定した。・平成30年7月12日に「平成30年度コンプライアンス市職員全体研修会」を開催し、発注者綱紀保持規程について全体学習会を開催するとともに、公正取引委員会経済取引指導官による入札談合(官製談合防止法)について講義をしていただき、事例による学習や官製談合防止法について学習し、不祥事の原因を知るとともに、公正・公平な事務処理について理解を深めた。・所属別基礎研修では、倫理研修を総務課が作成した資料で2か月に1回のペースで実施するとともに、人権・接遇研修を実施した。・コンプライアンス向上の一環として、交通ルールを遵守し安全運転意識を高めるため、平成31年1月28日に安全運転意識向上研修を実施した。		
	実施計画	・服務規律、コンプライアンス行動指針の徹底 ・コンプライアンスに係る研修実施の維持(公務員倫理研修(管理職・所属別)、交通安 全研修)	進捗度	b
令和元年度	実施結果	・公共工事の発注事務に係る不祥事を防止するため、令和元年7月29日、31日に入札契約制度の基礎および発注者綱紀保持ガイドライン研修を行い、入札契約事務手続の正しい理解と発注事務における守秘義務および綱紀の保持のための基本的なルールについて理解を深めた。 ・コンプライアンスの向上を図るため、令和元年8月20日にコンプライアンス市職員全体研修会を開催し、公務員に求められる高い倫理観(遵法性、良識性、誠実性、公正性、主体性)について理解を深めた。また、職員不祥事に伴い、コンプライアンスが高め合える組織づくりを進めるため、令和2年2月18日にコンブライアンス市職員全体緊急集会を開催し、コンプライアンスを推進するための組織づくりについて研修を実施した。・公務員倫理研修では、2か月に1回のペースで総務課で作成した資料に基づき、所属別基礎研修として実施した。・交通ルールを順守し安全運転意識を高めるため、令和2年1月27日に安全運転意識向上研修を実施した。		

基本方針3	自立した行政経営の推進	
推進項目	行政サービスの質的改革	
取組項目	行政評価(事業評価と事業整理)の推進	重点項目

NO	15 所管課 政策推進課						
実施項目	事務事業の見直						
現状課題	現行の事務事業評価では、適切な指標設定や評価等のPDCAサイクルが十分に機能しているとはいえず、事務事業の見直しにつながるケースが少ない状況である。						
改革の取組 (効果)	見直しを行い、より ・新たなシステムの を図る。 ・市民視点での評価 【効果】	効果的、効率的な仕が 運用により、PDCが について検討する。	組みとして再構築する	せ、事業等の改善、対			
目 標(目標値)	・新たな行財政マネ	ジメントシステムの	構築の中で設定する。	(平成28年度予定))		
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
スケジュール 【平成30年度改定】	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	→ 継続実施 「針決定・策定 ◎:実	→ 継続実施 △○ 中期的な見直し計画策定 R施 →: 継続実施 ☆	⇒ 継続実施 ⊚ 計画に基づき実施 : 完了)		

平成2	実施計画	現行の行財政マネジメントシステムによる事業見直しの推進	進捗度	b
フ 年 度	実施結果	・経年的に実施してきた事業や制度等について点検し、廃止を含めた見直しに取り組むことを基本に事業見直しに取り組んだ。	評価	В
並	実施計画	新たな行財政マネジメントシステムによる推進(新たなシステムの中で指標を設定する。)	進捗度	b
成28年度	実施結果	・新たな行財政マネジメントシステムの下、事業の成果を確認するためにふさわしい指標の設定に取り組んだ。財政課と政策推進課が連携し、平成29年度予算事業およびスクラップ事業の検討、ヒアリング方針を整理した上で、事務事業のヒアリングを実施し、その結果を予算要求に反映させるように取り組んだ。持続可能な行財政運営のためには事務事業の選択と集中が必要なことから、引き続き、事務事業の見直しに全庁的に取り組む。	計垣	В
平	実施計画	新たな行財政マネジメントシステムによる推進(新たなシステムの中で指標を設定する。)	進捗度	b
成29年度	実施結果	・総合計画アクションプラン調書に、公民連携の推進に関する指針に基づく内容を盛り込んだ。 ・事務事業の見直しに係るヒアリングを実施 ・総合計画アクションプラン調書(兼事務事業評価シート)の作成および事務ヒアリングの実施	計但	В
平成	実施計画	・新たな行財政マネジメントシステムによる推進(新たなシステムの中で指標を設定する。) ・中期的な事務事業見直し計画策定	進捗度	b
30年度	実施結果	・公民連携の推進を含め、事業の抜本的見直しを検討するため、行財政改革プロジェクトチームを立ち上げ、各部局で全219項目の洗い出しを進め、うち164項目について見直しを進めることとした。 ・中長期的な事務事業見直し計画は、引き続き計画策定を進める。	評価	В

(様式1)

令和	実施計画 [平成30年度改定]	・新たな行財政マネジメントシステムによる推進(新たなシステムの中で指標を設定する。) ・中期的な事務事業見直し計画に基づく見直しの実施	進捗度	b
元年度	実施結果	・新たな行財政マネジメントシステム(アクションプラン調書の様式を変更)による進捗管理を行った。 ・2019年度に実施した事務事業見直し項目のうち、各部1事業について外部有識者との意見交換会を行い、次年度以降の事務事業の進め方を検討した。	即温	



基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	市民意向の的確な反映

NO	16	16			
実施項目	実施項目 市民意識調査の実施と反映				
現 状 市民意識調査は、市政全般への市民の評価やニーズを把握するものであり、政策や施策の方検討する上で活用しているが、政策、施策レベルの行政評価を行っていないことから、市民意の結果を効果的に活用できておらず、内部的な資料としての活用にとどまっている。				りら、市民意識調査	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、					込み、運用する。
目標値)	・市民意識調査にお	ける市民満足度(前:	年度対比)の向上(名)割合の平均値)
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スケジュール 【平成29年度変更】	△⑩ 調査項目の見直し △ 反映の仕組みの検討	◎ 実施 ◎ 実施	⇒ 継続実施 ⇒ 継続実施		⇒ 継続実施 ⇒ 継続実施
	(△:調	查•検討•協議 ○:7	- 5針決定・策定 ◎:実	産施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)

平成	実施計画	・第2次総合計画の策定に合わせて、市民意識調査の調査項目を、今後の市政の推進上重要なものに見直し、実施する。	進捗度		b
27年度	実施結果	・市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は55.4%(前年度比+0.6%)となった。 ・市民意識調査では、第1次総合計画におけるまちづくりの成果の経年変化を把握するため、従来からの項目に加え、定住意向、日常の買い物に関する意向など新たな項目を追加し、まちづくりの成果と現代的な課題に対する市民意識を調査・分析して、第2次米原市総合計画(素案)の作成に反映した。		/	
平	実施計画	・市民意識調査を実施し、その結果を政策・施策に反映する仕組みを第2次総合計画の進行管理(行財政マネジメントシステム)に組み込み、運用する。(市民意識調査における市民満足度の前年度からの向上)	進捗度		b
成28年度	実施結果	・市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は59.5%(前年度比+4.1%)となった。 ・第2次総合計画の施策目標ごとの成果指標として、データなどから客観的に成果を測る客観的指標と、市民の主観から成果を測る主観的指標を設定し、主観的指標は市民意識調査の設問で把握するように整理した。 ・市民意識調査における市民満足度(各施策への満足度の平均値)は平成27年度から2.1%ダウンした。		/	
平成	実施計画	・継続実施(市民意識調査における市民満足度の前年度からの向上)	進捗度		d
成29年度	実施結果	・市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は56,3%(前年度比-3.2%)となった。 ・市民意識調査における市民満足度(各施策への満足度の平均値)は平成28年度から1.8%アップした。・公共交通の充実について、市民意識調査の中で常に不満度が上位であったことも踏まえ、平成29年度に乗合いタクシーの運行の見直しを柱とした市内公共交通の見直しを行った。	/	/	
平成3	実施計画	・平成29年度以降は隔年で実施	進步度		b
O 年 度	実施結果	・隔年実施のため、実施せず。			
令	実施計画	・継続実施(市民意識調査における市民満足度の前回調査からの向上)	進步度		b
和元年度	実施結果	・市内在住18歳以上の2,000人に対して市民意識調査を実施し、回収率は49.7%(前回比ー6.6%)となった。 ・市民意識調査における市民満足度(各施策への満足度)は、前回(H29年度)と比較し、33施策のうち30施策で満足度・重要度がアップした。 ・公共交通の充実について、前回調査より重要度が高まり、満足度が低下している。	/	/	

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ICT活用の推進

	NO	17	17 所管課 管財課/平成30年度から情報政策課						
	実施項目	行政クラウドの導入							
	現 状								
강	文革の取組 (効果)	・行政クラウドの導 【効果】・省スペース化、イ		減(財政負担の平準(匕)、大規模災害時 <i>0</i>	カデータ喪失や業務			
	目 標(目標値)	システム利用につ	るイニシャルコスト いては現行のシステ 早急に復旧できるシ	ム並のランニングコス	ストで運用				
	年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
	スケジュール 【平成28年度改定】	△ 導入に向けた調査	△ 個人情報保護審議会 セキュリティポリシーの修正	方針の決定、仕様書等 の作成	◎ 導入に向けた実務 業者選定等	⇒ 導入に向けた実務 移行作業 (導入、運用開始は次年度)			
		(△:調	査・検討・協議 ○:フ	方針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)			

平成2	実施計画	・行政クラウド導入に向けた調査(他自治体の動向や共同利用が可能な自治体の調査および視察)・行政クラウドについて横断的なプロジェクトの設置	進捗度	С
7年度	実施結果	・行政クラウド導入に向けた他自治体の動向について情報収集を実施。 ・番号制度検討プロジェクトチームのコア会議にて自治体クラウドによる証明書コンビニ 交付サービスの導入を検討し、契約を締結。		
平成28年度	実施計画	・プロジェクトで協議し、行政クラウド導入に向けた方針やスケジュールを決定し、仕様書等の作成 ・他自治体との交渉、協議も併せて行う。 ・クラウド導入に伴う外部提供のための個人情報保護審議会 ・セキュリティポリシーの修正	進捗度	b
	実施結果	・行政クラウド導入に向けた他自治体の動向について情報収集を実施。 ・おうみ自治体クラウド協議会の事務局(草津市)へ視察を行い、意見交換を行った。 ・次期基幹系システム検討委員会を設置し、おうみ自治体クラウドの調査を行った。 ・4月に個人情報保護審議会に個人情報の外部提供について諮り、承認を得た。 ・米原市情報セキュリティポリシーの改正案を起案した。		
平	実施計画	・業者(共同利用できるクラウド)の選定 ・業務の点検などの実施	進捗度	а
成29年度	実施結果	・次期基幹系システム検討プロジェクトチームを組織し、検討会議を4回開催した。 ・検討PJ会議にて「おうみ自治体クラウド協議会」への加盟の方向性を出し、ICT推進会 議で方針を決定した(10/16)。 ・同協議会加入の協定書を締結した(10/23)。 ・本市議会での同協議会加盟承認の議決(12/22)をいただいた。 ・米原市を含めた「おうみ自治体クラウド協議会」設立届を提出予定(H30.4/2)。		
平成3	実施計画	・スケジュールに沿って行政クラウドへの移行作業	進捗度	b
O 年 度	実施結果	・米原市を含めた「おうみ自治体クラウド協議会」設立届を県知事に提出(4/1) ・ICT推進会議で次期システム稼働日【令和2年(2020年)8月11日】を決定		
令和元年度	実施計画	・スケジュールに沿って行政クラウドへの移行作業の実施	進捗度	b
	実施結果	・業務担当者全体会議(キックオフ)開催(6/26) ・令和2年8月11日本稼動に向け、各業務担当者と構築事業者との協議を随時実施。 ・構築、データ移行、ネットワーク改修、パソコン調達等各種契約を締結。		

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ICT活用の推進

NO	18 所管課 広報秘書課/平成30年度から情報政策課							
実施項目	公共Wi-Fiの充実							
現状課題								
改革の取組 (効果)	【取組】 ・公共施設へのWI-FI整備 【効果】 ・今後、更に保有率が高まるスマートフォンを使用する市民の利便性が向上し、特に、災害時の通信 手段の確保につながる。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック、第79回国民体育大会(滋賀国体)などの開催に伴い 増加が見込まれる旅行者に対するサービス向上につながる。							
目 標 (目標値) 『平成28年度改定』	・ 広域避難場所や観	光拠点でのインター	ネットによる情報収算	長と発信を容易にする	o.			
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
スケジュール [平成28年度改定] [平成29年度変更]	△ 調査・研究	△○ 関係各課との協議 整備方針検討 整備計画作成 香・検討・協議 ○:7	◎ 整備 「針決定・策定 ◎:実	→ 継続 R施 →: 継続実施 ☆	⇒ 継続 :: 完了)			

平成27	実施計画	・公共Wi-Fi整備に向けた調査、研究および整備方針の決定	進捗度	d
了 年 度	実施結果	・滋賀県主催の「県域無料Wi-Fi活用に係る研修会」に参加	/	
平 成 2	実施計画	・公共Wi-Fi整備に向けて関係各課と協議を行い整備方針について検討	進捗度	b
年度	実施結果	・庁内で組織する公衆無線LAN環境整備検討プロジェクトチームにより協議を行い、米原市公衆無線LAN環境整備計画を策定した。	/	
平成2	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・関係各課と連携して、整備計画に基づく整備を推進	進捗度	b
29年度	実施結果	・米原市公衆無線LAN環境整備計画に基づき公共Wi-Fi整備を実施した。 ㈱ZTVとの協議により、伊吹・山東地域の広域避難所に22か所整備済。 地域BWAシステム送信局の設置(H29.8設置)により、米原地域の広域避難所等4か 所の環境整備が整った。		
平成	実施計画	・公共Wi-Fi整備計画に基づく整備	進捗度	b
30年度	実施結果	・米原市公衆無線LAN環境整備計画に基づき公共Wi-Fi整備を実施した。 (㈱ZTVとの連携により指定避難所14か所に公共Wi-Fiを整備。指定避難所40か所のうち39か所に整備が完了した。未整備の伊吹高校は2019年夏の外壁工事終了後実施で調整済み。(米原駅には商工観光課により整備が完了。)	/	
令和-	実施計画	・公共Wi-Fi整備計画に基づく整備	進捗度	b
元年度	実施結果	・米原市公衆無線LAN環境整備計画に基づき公共Wi-Fi整備を実施した。 (㈱ZTVとの連携により指定避難所1か所(県立伊吹高校)に公共Wi-Fiを整備。(追加指定されたおうみ認定こども園以外の避難所には全て設置完了)		

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ICT活用の推進

NO	C	19 所管課 市民窓口課/平成30年度から地域協働課					
実施」 【平成29年 【平成30年		マイナンバーカードの普及促進					
現 課 [平成29年	市民が各種証明書を取得するためには、各庁舎または行政サービスセンターの窓口へ出向くか郵送請求により取得することとなる。また、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までで、毎週木曜日のみ2庁舎で午後7時まで窓口業務の延長を行っている。マイナンバー法が施行され、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを平成28年10月から実施している。このコンビニ交付サービスを普及させるために、マイナンバーカードの交付率を上げる。						
改革の (効 「 _{(平成29年}	果)	カードの普及促進に 【効果】 ・市役所の閉庁時(る。	努める。 夜間、休日)でも、5 入により、窓口の混れ	全国のコンビニエンス 雑が緩和され、市民な	構座を実施することに スストアで証明書を取 からの戸籍の届出や各	収得することができ	
目 (目標 [平成28年 [平成29年		・マイナンバーカー	ド交付枚数(累計)	13,000枚	(平成38年度)		
年次記	計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
		(△:調	査・検討・協議 ○:ア	う針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)	

平成	実施計画	・コンビニ交付対応システム導入 ・個人番号カードの啓発等	進捗度	b
27年度	実施結果	・コンビニ交付対応システムについては、自庁式からクラウド利用方式に変更して改修することとし、各種証明書のコンビニ交付サービスを平成28年10月から開始することに決定した。 ・マイナンバー(個人番号)カードについては、広報掲載や窓口において市民にお知らせし、また、出前講座の開催、チラシを広報「まいばら」に折込するなどして啓発した。	/	
平成(実施計画	・コンビニ交付サービス開始(10月)	進捗度	b
2 8 年 度	実施結果	・各種証明書のコンビニ交付サービスを平成28年10月1日から順調に開始することができた。【取得できる証明書:住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、市県民税所得課税証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し】	/	
平 成	実施計画	・マイナンバーカードの交付枚数(累計)4,000枚	進步度	b
2 9 年度	実施結果	・来庁された方に対して積極的にカード作成の案内ができた。・マイナンバーカード交付数4,060枚(H30.2月末時点)※マイナンバー写真撮影 584枚、出前講座2回(5/19、7/22)	_	
平成	実施計画	・マイナンバーカードの交付枚数(累計)5,000枚	進捗度	С
30年度	実施結果	・来庁された方に対して積極的にカード作成の案内ができた。・マイナンバーカード交付数4,973枚(H31.3月末時点)※マイナンバー写真撮影 529枚※コンビニ交付枚数 745枚(H29年度555枚)約34%増	/	
令和	実施計画	・マイナンバーカードの交付枚数(累計)6,000枚	進捗度	b
元年度	実施結果	マイナンバーカード交付数6,020枚(R2.3月末時点) ※マイナンバー写真撮影 644枚 ※コンビニ交付枚数 979枚		

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	行政サービスの質的改革
取組項目	ゼロ予算、低予算事業の実施

	NO	20	所管課		政策推進課			
	実施項目	職員力事業の実施						
	現状課題							
라	対革の取組 (効果)	予算)を立案し、実 【効果】	施する。	弱働により、経費を排 −ビスの質的向上が損		 葉(ゼロ予算 、 低		
	目標値)	(市民サービスの拡		するための取組の実施 診断」、「地域防災力	_			
	年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
	スケジュール	⇒ 継続実施	⇒継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施		
		(△:調	査・検討・協議 〇:7	方針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)		

平成?	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫 や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
27年度	実施結果	・職員一人一人が希望都市まいばらの実現を目指して考え、行動し、市民サービスの拡大や地域課題の解決につながるを中心に、予算を伴わない重点的な取組を「未来へつなぐ職員力事業」とし、大きな経費をかけることなく特色のある事業を実施した。		
平成2	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫 や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
28年度	実施結果	・職員一人一人が希望都市まいばらの実現を目指して考え、行動し、市民サービスの拡大や地域課題の解決につながるを中心に、予算を伴わない重点的な取組を「未来へつなぐ職員カ事業」とし、大きな経費をかけることなく特色のある事業を実施しました。	/	
平成(実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫 や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
(29年度	実施結果	・「SNSを活用した情報発信」、「地域担当職員制度」、「人・農地プラン推進」、「出前講座」など、ゼロ予算事業、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」として実施し、市民サービスの拡充と地域課題の解決に向けて取り組んだ。	/	
平成	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫 や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
30年度	実施結果	・「事務事業見直しの検討」、「クラウドファンディングの推進」、「働き方改革」など、 ゼロ予算事業、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」として実施し、市民サービスの拡 充と地域課題の解決に向けて取り組んだ。		
令和元	実施計画	・ゼロ予算、低予算事業を「未来へつなぐ職員力事業」としてとりまとめ、職員の創意工夫 や市民等との協働への意識を高め、意識改革を図る。	進捗度	b
年度	実施結果	・「クラウドファンディング(GCF含む。)の推進」、「AI会議録システムによる職員の働き方改革」など、ゼロ予算事業、低予算事業を実施し、地域課題の解決と事務の効率化に向けて取り組んだ。		

基本方針3	自立した行政経営の推進			
推進項目	公共施設の適正化			
取組項目	公共施設の再配置(統廃合)の推進	重点項目		

	取組項目 公共施設の再配置(統廃合)の推進				重点項目		
	NO	21	所管課		管財課		
	実施項目	公共施設再編の推	進				
	現 状						
2	文革の取組 (効果)	【取組】 ・公共施設再編計画に 【効果】 ・効率的で効果的な旅 ・必要性の低い施設の	函設の再配置およ		の廃止による財政負担	∃ の軸	圣减
	目 標 (目標値)	公共施設等再編計画に (全129施設 内記		廃合を行う。 設、転用:41施設、維	持:71施設、更新:	1施	ĒĀ)
	年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度
	スケジュール 【平成30年度改定】				⇒ し 継続実施		
		(△:調査	· 検討・協議 ○	:方針決定·策定 ◎:9	Į施 ⇒:継続実施 ☆	: 完	了)
平成2	実施計画	・公共施設再編計画に基づき解体および施設の統廃合を進める。 ・計画に基づく進捗管理、ヒアリングの実施				進捗度	b
2 7 年度	実施結果	・老朽施設の解体を行う 14施設について、 建物面積では、述べ	条例廃止・建物解体	本・土地等の譲渡できた。		評価	А
平成28	実施計画	・公共施設再編計画に基 ・計画に基づく進捗管理				進捗度	b
8年度	実施結果	・老朽施設の解体を行う・施設所管課へ進捗状況				評価	В
平成	実施計画	・「米原市公共施設再編 け、「米原市公共施設再		等総合管理計画に基づく(。	固別計画として位置付	進捗度	С
29年度	実施結果		大原生涯学習セン	った。 ター」については、平成3 部を改正する条例が可決さ		評価	С
平成	実施計画	・「米原市公共施設再編 け、「米原市公共施設再		等総合管理計画に基づく低。	固別計画として位置付	進捗度	b
30年度	実施結果	方針等の確認を行った。 ・公共施設再編計画の見	直しについては、	整理を行うとともに、目標 観光施設のPFI導入検討や 目標年度であるR2年度に	既存庁舎の利活用検討	評価	В

(様式1)

令和云	実施計画	・公共施設再編計画に基づく進捗管理。	進捗度	b
年度	実施結果	・令和2・3年度にかけて、公共施設再編計画および公共施設等総合管理計画を改定し、 一本化した計画とするように改定準備を行った。	評価	



Pウトカム(成果)→●
今後の方向性→○
今後の方向性→○

基本方針3	自立した行政経営の推進		NO	22
推進項目	財政基盤の健全化		実施項目	国民健康保険事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課	保険課、健康づくり課

現 課 題 国では医療制度改革骨子(案)が示され、国民健康保険事業運営については平成30年度から財政運営が県へ移行する予定である。しかし、賦課 徴収、資格管理、給付決定、保健事業等は市町の役割となる見込みである。

市の国民健康保険事業は、65歳以上の高齢者の加入割合が高いことから県下でも医療費は高い状況である。また、厳しい経済状況の中で国民健康保険被保険者の所得は伸び悩んでおり、安定した保険給付を維持するための財源確保は厳しい状況である。

医療費適正化のためには生活習慣病の予防等が重要であり、特定健康診査、特定保健指導等の更なる充実に努めることが必要である。また、レセプト点検、ジェネリック医薬品の普及、啓発に引き続き取り組み、財政の安定化、健全化に努める。

改革の取組			年次計画(スケジュール)						
以半の財刑		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
財源の確保	・短期保険証の活用や、滞納者への折衝機会を増やす他、嘱託 徴収員の活用等により徴収率の向上を図る	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施			
事業の広域化	・国民健康保険の保険者の都道府県移行(平成30年度から都道府県との共同運営、財政運営の責任主体は県へ)	△ 検討・協議	⇒ 共同運営の準備	⇒ 共同運営の準備	◎ 実施	⇒ 継続実施			
経費の削減	・医療費の適正化(削減)には生活習慣病の予防が重要である。生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導等の実施について医療費データを活用したデータヘルス計画等に沿って効率的に実施する。	© 効率的な保健事 業の実施	⇒ 継続実施	◎ 各保健計画の見 直し	◎ 実施	⇒ 継続実施			
目標(目標値)		(△:調査•検	討・協議 ○:方記	針決定・策定 ◎:	実施 ⇒:継続実	施 ☆:完了)			

- ・収納率向上⇒県広域支援化方針の目標収納率95%達成を目標として、短期保険証の活用、嘱託徴収員の雇用等を継続実施する(H25年度実績93.8%)。
- 受診率向上⇒特定健診の未受診者対策を継続して実施し、特定健診実施計画に定める目標である平成29年度60%を目指す。

	取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	国民健康保険事業			
A S	実施計画	・医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充や運営等の在り方に関し、更なる充実を国等への要望 ・都道府県との共同運営に向け、業務などを都道府県と市町が適切に役割分担について国の制度改正を受け具体的な内容について検討する						
白色	実施結果	・国民健康保険が抱える財政上の問題は本市のみならず全国的な問題であるため、本市も参加する近畿都市国民健康保険者協議会において、国に対する要望活動を 実施結果 行った。						
15		・滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会の作業部会に参画し、県との)共同運営に向けた	:具体的な検討を行	った。	価		

平成2	実施計画 (平成28年集成党)	 医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充や運営等の在り方に関し、更なる充実を国等への要望 都道府県との共同運営に向け、業務などを都道府県と市町が適切に役割分担について国の制度改正を受け具体的な内容について検討し、平成30年度からの実施に向け準備作業を始める。 特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導終了率の向上を図る。 特定健康診断の結果を受け、更に詳細の検査を要する人に対する健診機会を創設する。 	進捗度	b
8年度	実施結果	 ・近畿都市国民健康保険者協議会を通じて、財政支援の拡充等についての要望を行った。 ・県運営方針検討協議会および作業部会において具体的な検討を行った。 ・特定健診受診率の向上に向け、未受診者対策や健康づくりインセンティブ事業などを行った。 ・特定健診結果に基づき、対象者に生活改善のための指導や、適切な治療への指導を行った。(特定保健指導対象者、特定保健指導対象者以外のハイリスク者など) ・保健指導対象者のうち、ハイリスク者に対し、必要な検査(2次健診)を実施し、その検査結果をもとに、より強い動機づけによる生活改善や医療受診につなげた。 	評価	В
平成	実施計画 [平成28年度改定]	・医療保険制度の財政基盤の安定化に向け、財政支援の拡充や運営等の在り方に関し、更なる充実を国等への要望・県との共同運営に向け、県と市町の具体的な役割分担を決定し、平成30年度からの実施に向けて準備を行う。・特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導終了率の向上を図る。・特定健康診査の結果を受け、更に詳細の検査を要する人に対する健診機会を創設する。	進捗度	b
29年度	実施結果	 近畿都市国民健康保険者協議会を通じて、財政支援の拡充等についての要望を行った。 県運営方針検討協議会および作業部会において具体的な検討を行いつつ、平成30年度に向けた準備を進めた。 特定健康診査受診率の向上に向け、ハガキや電話、訪問等により受診勧奨や、健康づくりインセンティブ事業などを行った。 特定健康診査結果に基づき、対象者へ訪問等により生活改善のための指導や適切な治療への指導を行った。(特定保健指導対象者、特定保健指導対象者以外のハイリスク者など) 保健指導対象者のうち、ハイリスク者に対し、更に詳細な検査(2次健診)を実施し、体の状況を認識してもらい生活改善や医療受診につなげた。 	評価	В
平成30	実施計画	・国民健康保険の保険者の県移行・市町の事務効率化、平準化等について県と協議して進める。・特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導率の向上を図る。・特定健康診査の結果を受け、更に詳細な検査を要する人に対する健診機会を創設する。	進捗度	b
年度	実施結果	・国民健康保険の保険者について米原市から滋賀県に移行を完了した。 ・県下の市町および県と保険料統一等について協議を進めた。 ・特定健康診査の受診率の向上を目指しインセンティブ事業を展開し、44.9%であった。また、特定保健指導率については76.7%であった。	評価	В
令和元	実施計画	・市町の事務効率化、平準化等について県と協議して進める。・特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導終了率の向上を図る。	進捗度	b
九年度	実施結果	・県下の市町および県と保険料統一等について協議を進めた。 ・特定健康診査の受診率の向上を目指しインセンティブ事業を展開し、48%であった。また、特定保健指導率については70.6%であった。	評価	



(様式1-1)

アウトカム(成果)→● 今後の方向性→O

- ●国保制度は、平成30年度以降、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担い、安定的な財政運営や事務の効率化等を進めるため、国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化や広域化を推進する等、改革が進められており、県下の市町および県と協議を進め、統一に向けた調整を進めることができた。
- ●医療費の適正化に向けて、特定健康診査等の受診率等の向上を図ることができた。

〇今後とも持続可能な国保運営に向けて、県において予定している第2期県国保運営方針(計画期間:令和3年4月~令和6年3月末予定)の策定をとおして、県、県内市町とともに保険料負担と給付の公平化、保健事業の推進と医療費の適正化、保険料水準の統一等に向け、協議・検討を進める。

基本方針3	自立した行政経営の推進		NO	23
推進項目	財政基盤の健全化		実施項目	介護保険事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化 重点項目		所管課	くらし支援課

市の高齢者人口(65歳以上)は増加の一途をたどり、平成27年2月1日現在の高齢者数は「10,785人」で、高齢化率は「26,90%」となって いる。さらに、要介護認定者の割合が大きい75歳以上の後期高齢者数は5,738人であり、高齢者人口のうち、5割以上を占め、「団塊の世代」が 後期高齢者となる2025年(平成37年)までは、今後も増加し続けると予測されている。また、要介護認定者の増加等に伴い、平成17年から平成 26年までほぼ毎年約1億円以上介護給付費が増加しており、平成26年度においては事業基金の残高がなくなり、不足する介護保険料分の歳入財源 として県の財政安定化基金事業貸付金の貸付けを受けた。その結果、次年度以降の介護保険料に借入金返済分を上乗せすることとなっている。 このような状況から、更なる介護給付費の増加を抑制するため、引き続き要介護状態にならないよう各種予防事業に取り組み、各種介護給付適正 化事業を推進する必要がある。

改革の取組	改革の取組		年次計画(スケジュール)					
以半少球組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
収益の増加	・増加し続ける介護給付費に対応するため、今後の給付見込み を推計し、必要となる介護保険料の改正を行う。	◎ 保険料改正	⇒ 継続実施	⇒継続実施 △検討・協議 ○方針決定・策定	◎ 保険料改正	⇒ 継続実施		
総合事業の導入	・新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合支援事業)を導入し、介護認定に至らない高齢者や要支援高齢者の重症化防止推進し、費用の効率化を図る。	△ 検討・協議	◎ 実施	⇒継続実施 △事業評価	⇒継続実施 △検討・協議	⇒ 継続実施		
繰入金の抑制	・要介護認定者が増え、介護給付費の増加に伴い、繰入金も増加していく。繰入金抑制のためには、要介護状態の予防や重症化防止など各種予防事業に努め、併せて各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施		
	目標(目標値)		討・協議 〇:方	針決定・策定 ◎:	実施 ⇒:継続実	施 ☆:完了)		

- ◎第6期(H27~H29)介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的・安定的な介護保険特別会計の運営を図る。
- 新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。
- 各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。

E	収組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	介護保険事業		
平成	実施計画	◎第6期(H27~H29)介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。 ・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。(通年) ・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。(通年)					
27年度	実施結果	・認知症初期集中支援チームの設置に伴い、認知症が疑われる高齢者等の・ちょっと相談所および認知症カフェの開設を行い、事業所による相談機・介護予防・生活支援サービスおよび一般介護予防事業における各事業内明会を開催するなど、平成28年4月からの円滑な導入に向けた準備を進む・介護保険料の改定を行った。また、介護給付費の適正化を図った。	能を新たに加えた。 空の詳細または方)		評価	В
平成2	実施計画	◎第6期(H27~H29)介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。●新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。(通年)・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。(通年)					
18年度	実施結果	・平成27年度に介護保険料を改正し、継続実施した。 ・介護給付費の適正化を図った。 ・平成28年4月からの新しい総合事業(介護予防・日常生活支援総合支援事業)の導入により、地域における介護予防事業の取組を強化し、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を図った。					
平成っ	実施計画	◎第6期(H27~H29)介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。(通年)・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。(通年)					
29年度	実施結果	・平成27年度に介護保険料を改正し、継続実施した。 ・介護給付費の適正化を図った。 ・事業を開始して2年目となる総合事業(介護予防・日常生活支援総合支援事業)の導入により、地域における介護予防事業の取組を強化し、要支援状態からの自立 の促進や重度化予防の推進を図った。					
平成の	実施計画	◎第7期(H30~R2)介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的・安定的な介護保険特別会計の運営を図る。・新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。(通年)・各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。(通年)					
50年度	実施結果	・第7期介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業を推進した・平成30年度介護保険料基準額は据え置きとしたが、階級を11段階から・総合事業を継続実施し、要支援状態からの自立の促進や、重症化予防の・介護給付適正化事業を行い、給付費の適正化を図った。	13段階に見直しを	行った。		評価	В

(様式1-1)

令和一	実施計画	第7期(H30~R2)介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業施策を推進し、持続的、安定的な介護保険特別会計の運営を図る。新しい総合事業を導入し、要介護状態にならないよう、また重症化しないよう取組を行う。(通年)各種介護給付適正化事業を推進し、給付費の抑制を図る。(通年)	進捗度	b
元 年 度	実施結果	 第7期介護保険事業計画/高齢者福祉計画に定める各種事業を推進した。 令和元年度に介護保険料を改正し、継続実施した。(消費増税に伴う低所得者対策として、第1段階から第3段階の保険料率の見直し。) 総合事業を継続実施し、要支援状態からの自立の促進や、重症化予防の推進を図った。 介護給付適正化事業を行い、給付費の適正化を図った。 	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→O ●市の介護給付費 R1/39.9億円、R2/41.1億円(見込) ※在宅サービス、施設・居住系サービスともに一人当たり給付費が県内で最も高い。 ○介護給付費の適正化の取組、介護予防による重症化防止の推進、介護保険事業特別会計の健全運営を進めるため、令和3年度から介護保険料を改正する。 (基準額/月 5,900円(H30~R2)→6,790円(R3~R5)) ○介護予防・健康づくりへの取組、総合的な認知症対策を推進する。

基本方針3	ト方針3 自立した行政経営の推進		NO	24
推進項目	財政基盤の健全化		実施項目	後期高齢者医療事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課	保険課

現狀課題

高齢者が安心して医療を受けられるため、後期高齢者医療制度の安定的な運営が不可欠である。被保険者数の増加や一人当たりの保険給付費(高額療養費)は増加傾向にある。また、被保険者の自己負担割合は、所得の減少により3割給付の被保険者の割合が減少している。そのような状況であるため、滋賀県後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、財源確保を図り、適正な給付による保険財政基盤の安定化に努める必要がある。

改革の取組		年次計画(スケジュール)							
以半り球組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
財源の確保	・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施			
	月標(月標値)			計決定・策定 ◎ i		· 『施 ☆:完了)			

・ 徴収率 (前年度の収納率を確保)

	取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	後期高齢者医療事業		
平 成 2	平成 実施計画 ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上						
フ 年 度	実施結果	新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞た。	帯納者への納付相談	、保険給付費の未給	納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図っ	評価	В
平 成 2	実施計画 ・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進 ・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上						b
8 年 度	実施結果	・後期高齢者医療保険料をコンビニエンス収納ができるようにした。 ・新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した た。	こ	談、保険給付費の	未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図っ	評価	В

平成2	実施計画	・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上	進捗度	b
9 年度	実施結果	・新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図っ た。	評価	В
平成	実施計画	・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上	進捗度	b
(30年度	実施結果	・新加入の被保険者に対する口座振替の勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談、保険給付費の未納保険料への充当などにより、徴収率の向上を図った。 ・広域連合と連携しながら保険料徴収、医療給付を行った。 ・徴収率99.95 % (現年度) ・後期高齢者健康診査受診509人(受診率28.1%)、内高血圧症、高血糖の未受診、コントロール不良者、尿たんぱく(++)の有所見者、計31人へ保健師、管理 栄養士による個別指導を行った。 ・歯科検診の実施	評価	В
令和二	実施計画	・滋賀県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療制度の着実な運営や高齢者の健康づくりの推進・保険料の普通徴収に係る徴収率の向上	進捗度	b
元年度	実施結果	 新加入の被保険者に対する口座振替勧奨、短期被保険者証を活用した滞納者への納付相談および未納者への電話による納付勧奨、保険給付費の未納保険料への 充当などにより、徴収率の向上を図った。 広域連合と連携しながら保険料徴収、医療給付を行った。 歯科検診の実施 	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

●財源確保に向けた保険料の徴収率の向上として、納め忘れに対する口座振替の推奨および短期被保険者証の活用、保険給付費の充当とともに、第3次計画期間においては、利便性の 向上に向けたコンビニエンスストアでの収納を可能とした。 ○引き続き、保険料の徴収率の向上を目指すとともに、後期高齢者医療被保険者に対する保健事業および適正な健診等の実施により、保険給付費の削減を目指す。

基本方針3	基本方針3 自立した行政経営の推進		NO	25
推進項目	進項目 財政基盤の健全化		実施項目	農業集落排水事業(平成30年度から企業会計へ移行)
取組項目	特別会計事業の財政健全化 重点項目		所管課	上下水道課•環境保全課

農業集落排水事業は、施設の維持管理が事業の中心となっている。将来にわたり安定的にサービスを提供していくためには、老朽化施設の更新 や耐震性能の把握など保全対策を推進する必要があるが、併せて多額の経費を要することが想定される。

一方で、財源となる使用料収入は人口の減少や節水意識の高まり等により減収傾向であるため、更なる経費の削減も重要な課題であるが、適切な使用料設定も必要となる。

このため、経営状況の明確化や予算の弾力化、消費税の節減などの効果を目指して、地方公営企業法の適用(法適化)を推進する必要がある。 また、処理施設(排水処理施設、コンポストセンター)の見直しを行い、施設管理経費の削減を進める必要がある。

改革の取組		年次計画(スケジュール)						
以中の財祖		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
経営状況の明確化	・ 地方公営企業法の適用 (法適化)	△調査	△調査	△調査	◎実施 ☆完了			
経費の削減	・不明水対策の推進 (雨天時侵入水の対策に伴う管路施設の流量調査の委託)				△ 検討	△ 調査		
繰入金の抑制	・基準外繰入れの見直し		△ 検討・協議	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施		
公共下水道への接続 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	・菅江地区を公共下水道に接続・清滝地区を公共下水道に接続(処理施設全11施設 接続予定施設7施設)	☆協議	☆協議	☆協議	△調査	(接続工事) △ 協議		
施設保全対策	・施設の耐震化・老朽化施設の更新 (機能強化)		△ 検討	<u>△</u> 協議	△調査	△ 調査		
事業の見直し	・コンポストセンターの在り方の検討および見直し	〇 方針決定	⊚ 実施	☆ 完了				
	 	(△:調査•検	<u> </u> 討・協議 ○:方領	 針決定・策定 ◎:				

- ・平成30年度から地方公営企業法を適用(法適化)する。
- ・ 令和2年度から菅江地区を公共下水道に接続する。
- 施設保全対策の推進
- コンポストセンターの見直し
- ・汚水の有収率を95.0%とする。【 有収率 = 年間有収水量(料金として収入のあった水量) ÷ 年間汚水処理水量(処理場で処理した水量で不明水含む) × 100 】

取組項目		特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	農業集落排水事業(平成30年度から企業	会計	へ移行)
平成2	実施計画	・地方公営企業法の適用(法適化)のための資産調査・整理・菅江地区を公共下水道に接続するための協議(国、県、自治会)・コンポストセンターの転用について協議する(転用施設、国、県、自治	会)			進捗度	b
27年度	実施結果	・平成30年度に地方公営企業法を適用するため、プロポーザル方式によ・公共下水道に接続するために農集切替事業計画(案)および費用対効果・コンポストセンター施設の在り方についての協議を行い、廃止の方針を	等を作成した。	工事等の固定資	産資料収集・整理を行った。	評価	А
平成2	実施計画	・地方公営企業法の適用(法適化)のための移行事務手続き・菅江地区を公共下水道に接続するための管路調査委託・施設保全対策の検討・コンポストセンターの転用についての具体案の決定				進捗度	р
8年度	実施結果	・平成30年度に地方公営企業法を適用するため、引き続き事務手続きを・公共下水道に接続するために接続計画を策定した。また、接続後の処理・施設保全対策として、滋賀県に事業計画書を提出した。・農集落排水事業の目標値は、汚水有収率(H28)94.2%に対し92.3%	場の後利用として	各所属に照会した		評価	В
平成2	実施計画 [平成29年度改定] [平成29年度変更]	・地方公営企業法の適用(法適化)のための会計システムの構築 ・施設保全対策の協議(国、県) ・コンポストセンターの転用				進捗度	b
9年度	実施結果	・平成30年4月1日から地方公営企業法を適用する目途が立った。4月・老朽化施設の更新(機能強化)計画書を滋賀県に提出した。・財産処分申請を提出して承認されたことから、コンポストセンターを廃				一個	В
平成	実施計画 [平成29年度変更]	・地方公営企業法を適用(法適化) ・菅江地区を公共下水道に接続するための実施設計業務委託 ・清滝地区を公共下水道に接続するための協議(国、県、自治会) ・施設保全対策のための機能診断調査委託(甲津原・姉川北部)				進捗度	b
30年度	実施結果	 ・平成30年4月1日から地方公営企業法を全部適用し、下水道事業会計ででに地区の公共下水道接続に係る測量設計業務を実施した。 ・農集排処理施設2地区(伊吹中部、龍ヶ鼻)の機能診断調査業務を令和・清滝地区の協議は、令和元年度に測量設計業務と平行して実施予定。 ・機能診断は、実施地区変更 				評価	В

令和元	実施計画	・菅江地区公共下水道接続工事 ・清滝地区を公共下水道に接続するための実施設計業務委託 ・施設保全対策のための機能診断調査委託(甲津原、姉川北部、伊吹東部、梓河内)	進捗度	С
年度	実施結果	・菅江地区を公共下水道に接続する管渠工事を実施した。 ・清滝地区を公共下水道接続に係る測量設計業務を実施した。 ・機能診断は、調査途中に一部、損傷の厳しい箇所が見つかり、追加調査の再検討に時間を要したため契約繰越とした。	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

・令和元年度「c評価」の理由:機能診断は、調査途中に一部、損傷の厳しい箇所が見つかり、追加調査の再検討に時間を要したため、契約繰越とした。 ●機能診断調査は令和2年5月に業務完了した。 ○機能診断結果に基づき、令和2年度において農業集落排水施設(6施設)の最適整備構想を策定する。

基本方針3	基本方針3 自立した行政経営の推進		NO	26
推進項目	推進項目 財政基盤の健全化		実施項目	流域関連公共下水道事業(平成30年度から企業会計へ移行)
取組項目	特別会計事業の財政健全化 重点項目		所管課	上下水道課

現 状課 題

流域関連公共下水道事業は、ハード事業が一段落し、維持管理が事業の中心となっている。将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、老朽化施設の更新や耐震性能の把握など保全対策を推進する必要があるが、併せて多額の経費を要することが想定される。

一方で、財源となる使用料収入は人口の減少や節水意識の高まり等により減収傾向であるため、更なる経費の削減も重要な課題であるが、適切 な使用料設定も必要となる。

このため、経営状況の明確化や予算の弾力化、消費税の節減などの効果を目指して、地方公営企業法の適用(法適化)を推進する。

		年次計画(スケジュール)							
以半り球組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
経営状況の明確化	・地方公営企業法の適用(法適化)	△ 調査	△ 調査	△ 調査	◎実施 ☆完了				
経費の削減 「平成30年度改定」	・不明水対策の推進 (雨天時侵入水の対策)			△ 検討	△調査	△調査			
繰入金の抑制	・基準外繰入れの見直し		△ 検討・協議	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施			
施設保全対策 【平成30年度改定】	・施設の耐震化(総合地震対策計画)・老朽化施設の更新(長寿命化計画)	△調査 △調査	◎実施 △調査	⇒継続実施 △調査	⇒継続実施 △調査	⇒継続実施 ◎実施			
	目標(目標値) [平成29年度変更]	(△:調査・検	討・協議 〇:方句	針決定・策定 ◎	実施 ⇒:継続実	施 ☆:完了)			

- ・平成30年度から地方公営企業法を適用(法適化)する。
- 施設保全対策の推進
- ・汚水の有収率を85.5%とする。【 有収率 = 年間有収水量(料金として収入のあった水量) ÷ 年間汚水処理水量(処理場で処理した水量で不明水含む) × 100 】

1
c
ī
ĸ

取組項目		特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	流域関連公共下水道事業(平成30年度から企	業会記	十へ移行)	
平成2	実施計画	・地方公営企業法の適用(法適化)のための資産調査、整理 ・施設の耐震化の詳細設計業務委託 ・老朽化施設の更新のための現地モニタリング調査委託						
27年度	実施結果	・平成30年度に地方公営企業法を適用するため、プロポーザル方式によい地震時に下水道施設の機能が確保できるようにマンホール浮上抑制、可・21年以上が経過した磯、世継、宇賀野、長岡、春照地先の管渠約11k	とう性継手、災害	用トイレシステム	の工事を行うために必要な詳細設計を行った。	評価	В	
平成2	実施計画	・地方公営企業法の適用(法適化)のための移行事務手続き・施設の耐震化の実施(マンホール浮上抑制、可とう性継手)・老朽化施設の更新のための計画策定、システム構築				進捗度	b	
28年度	実施結果	・平成30年度に地方公営企業法を適用するため、引き続き事務手続きを行った。 ・総合地震対策として液状化によるマンホール浮上抑制、管口耐震の工事を実施した。 ・老朽化した施設の長寿命化計画を策定した。 ・流域関連公共下水道事業の目標値は、汚水有収率(H28)83.7%に対し85.2%でした。						
平成2	実施計画 [平成29年度変更]	・地方公営企業法の適用(法適化)のための会計システムの構築・不明水対策の検討・施設の耐震化の実施(マンホール浮上抑制、可とう性継手)				進捗度	b	
29年度	実施結果	・平成30年4月1日から地方公営企業法を適用する目途が立った。4月 ・不明水対策の原因として、施設の老朽化が進み、マンホール調整部やコ ・施設の耐震化として管口の可とう性継手工事を2工事33か所の整備が	ンクリート製汚水		多いと判断されるので破損等があれば修繕を行った。	評価	В	
平成30	実施計画 [平成29年度変更] [平成30年度改定]	・地方公営企業法を適用(法適化)・簡易的な不明水対策の調査・施設の耐震化の実施(マンホール浮上抑制・可とう性継手)				進捗度	b	
年度	実施結果	・平成30年4月1日から地方公営企業法を全部適用し、下水道事業会計で・不明水対策として、コンクリート製公共枡の数量調査を行っている。(・総合地震対策計画に基づく耐震化工事を予定していたが、補助事業の計	近江地区:644か	所)	なった。	評価	В	

令和云	実施計画 [平成29年度変更] [平成30年度改定]	・不明水対策のための管路施設の流量調査・施設の耐震化の実施(マンホール浮上抑制、可とう性継手)・ 老朽化施設の更新のためのシステム構築	進捗度	С
年度	実施結果	 ・不明水対策のための管路施設の流量調査は、漏水箇所を特定するテレビカメラ調査方式とし2.6kmを実施した。 ・施設の耐震化は、緊急輸送道路等の重要な路線のマンホール浮上抑制10か所、可とう性継手37か所を実施した。 ・老朽化施設更新システムの構築は、当該年度の下水道事業執行の促進に影響がでるため、次年度以降に再検討することとし見送る。 	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

・令和元年度「c評価」の理由:国庫補助金を活用して下水道施設等の長寿命化対策(ハード整備)を優先して行うことにしたため、老朽化施設更新システムの構築を次年度以降に見

送った。

〇既存の下水道台帳システムが老朽化しており、更新の必要があることから、下水道台帳システムに老朽化(長寿命化)施設更新システムの機能を持たせ、一緒にシステム構築を進める。(システム構築:令和2・3年度の2年間で実施)

基本方針3	自立した行政経営の推進		NO	27
推進項目	財政基盤の健全化		実施項目	米原駅東部土地区画整理事業(特別会計は平成29年度末で廃止)
取組項目	特別会計事業の財政健全化			政策推進課

現 状 課 題 平成27年2月に換地処分の公告を行い、平成27年度は換地清算金の徴収および交付事務を実施する。 保留地の売却については、売却代金を事業費の起債償還に充てるため、早期の売却等の取組が必要である。

改革の取組		年次計画(スケジュール)					
以中の取組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
財源の確保	◎換地清算金の徴収および交付◎保留地の売却・宅建協会・不動産協会による媒介・企業訪問・ダイレクトメール・販売チラシ・広告・市広報誌	◎徴収事務 ◎売却促進	⇒ 継続実施	☆ 完了			
		(△:調査・検			· :実施 ⇒:継続実	施 ☆:完了)	

保留地の売却促進

まちづくり事業区域 2区画 (5,483.62㎡) その他の区域 25区画 (8,826.42㎡)

計 27区画(14,310.04㎡) 1,128,079千円 地域開発事業債666,500千円(最終H29年度)

Ν.
_
Ī
N

	取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	米原駅東部土地区画整理事業(特別会計は平成29	9年度	末で廃止)	
平成27	実施計画	・換地清算金の完全徴収の実施・保留地の売却促進(宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進めの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行き		びダイレクトメー	ル等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシ	進捗度	b	
7年度	実施結果	・換地清算徴収金はすべての対象者から完全に徴収することができた。 ・保留地の売却が進んだ。						
平成28	実施計画	・保留地の売却促進(宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進める。企業訪問およびダイレクトメール等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う。)						
8年度	実施結果	・保留地2区画の(568.31㎡)44,214千円を売却した。				評価	В	
平成29	実施計画	・保留地の売却促進(宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進めの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う		びダイレクトメー	ル等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。販売チラシ	進捗度	С	
9年度	実施結果	・保留地1区画の(161.91㎡)13,487千円の売却をした。 ・米原駅東部土地区画整理事業特別会計を閉鎖した。				評価	С	
平成3	実施計画	・市有地の売却促進(宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進めへの掲載により広く保留地のPRを行う。)	る。企業訪問およる	びダイレクトメー	ル等直接企業へ連絡し土地の紹介を行う。市広報誌等	進捗度	b	
〇年度	実施結果	・市有地1区画の(182,01㎡)12,795千円の売却をした。・市有地2区画の(2,387.07㎡)を貸付した。【月額277千円/月(2区	(画合計) 】					
令和云	実施計画	・保留地の売却促進(宅建協会、不動産協会と協力して土地の媒介を進めの新聞折込、地域情報誌、市広報誌への掲載により広く保留地のPRを行う		<u></u> びダイレクトメー <i>.</i>	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	進捗度	b	
元年度	実施結果	市有地2区画の(1,078,27㎡) 73,046千円の売却をした。				/		

基本方針3	自立した行政経営の推進		NO	28
推進項目	財政基盤の健全化		実施項目	住宅団地造成事業(特別会計は平成29年度末で廃止)
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課	伊吹自治振興課/平成30年度から地域協働課

現場題

全72区画のうち現在4区画が残っている。この4区画は、分譲済区画との高低差が1.5m以上の段差があり、販売条件が大変厳しい物件となっている。

販売促進のため、市内へチラシの配布を始め、近隣市町の企業訪問、家庭への新聞折込、さらには市内外で開催されるイベント時でのPRを行ってきたが成約に至っていない。一方、分譲価格の見直しは、既分譲者との公平性を保持するためにも困難であり、今後は、シティセールス戦略をはじめハウスメーカーのノウハウを導入して、販売促進に努める必要がある。

改革の取組		年次計画(スケジュール)						
以中の取組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
自主財源の確保 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	・販売促進による早期完売	◎ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	☆完了		
民間委託等の推進 【平成29年度変更】 【平成30年度改定】	・媒介契約への積極的な働き掛け	◎ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	☆ 完了			
事務事業の見直し	・販売区画の再整備	△検討・調査 ◎実施						
経費の削減 (平成29年度変更) (平成30年度改定)	・無料広告の模索	◎ 実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	☆ 完了			
目標(目標値) [平成29年度変更] [平成30年度改定]	(△:調査・検	· 討・協議 ○:方句	計決定・策定 ◎ i	: 実施 ⇒:継続実	施 ☆:完了)		

・平成30年度において、残り全2区画を完売する。

	取組項目	特別会計事業の財政健全化		実施項目	住宅団地造成事業(特別会計は平成29	9年度末	で廃止)
平成27	実施計画	・西濃地域の企業等も訪問するなど、営業範囲の拡大を図る。・媒介契約を締結している業者への積極的な働き掛け。・ハウスメーカが主催するイベントへの参加およびシティーセールスへの)ノウハウ導入。			進步度	С
フ 年 度	実施結果	1 区画分の販売をした。				評価	В
平成28	実施計画	・ハウスメーカー等からの専門的な意見を取り入れるとともに、各種イベントにおいてブースを設置するなどPRに努める。 ・事業所への訪問においては営業範囲の拡大を図る。					
8 年 度	実施結果	問い合わせはあったが、1区画も販売までには至らなかった。				一個	D
平 成 2	実施計画 [平成29年成変更]	・ハウスメーカー等からの専門的な意見を取り入れるとともに、各種イベ ・事業所への訪問においては営業範囲の拡大を図り、より効果的なチラシ	、 ✓配布を行う。	くを設置するなど	PRに努める。	進捗度	С
9 年度	実施結果	・1区画(販売金額:10,226千円)の販売をした。				一個	С
平成3	実施計画 [平成30年度改定]	・ハウスメーカー等からの専門的な意見を取り入れるとともに、各種イベ ・事業所への訪問においては営業範囲の拡大を図り、より効果的なチラシ	、 ジントにおいてブース で配布地域の検討を行	くを設置するなど fう。	PRに努める。	進步度	b
O 年度	実施結果	・1区画(販売金額:10,185千円)の販売をした。 ・販売チラシを市内・市外・県外に配布し、販売促進活動を行った。 ・市民による紹介謝礼制度を創設し、市民協働による販売促進を実施した ・ハウスメーカー等から意見等は得られていない。	<u>-</u>				
令和元	実施計画	・最後の残り1区画が契約準備中であり、完売を目指す。				進捗度	b
年度	実施結果	・最後の残り1区画の売買契約が完了し、完売した。					

基本方針3	自立した行政経営の推進		NO	29
推進項目	財政基盤の健全化		実施項目	駐車場事業
取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	所管課	都市計画課

現 課 題

駐車場事業は健全経営を維持しているが、利用者の増加や人件費等の圧縮を図るなど、経営の更なる効率化を推進する必要がある。 坂田駅無料駐車場は県道を占用しているが、平成29年度末で占用期間終了となることから、利用できなくなる可能性があるため、坂田駅前駐車 場の在り方について検討する必要がある。

改革の取組		年次計画(スケジュール)					
以半の取組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
収益の増加 【平成28年度改定】	・坂田駅前駐車場の在り方を検討・駐車場利用者の増加	△検討 ☆完了 ◎実施	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施	⇒継続実施	
民間委託等の推進 【平成28年度改定】	・民間委託について検討	△検討、☆完了					
事務事業の見直し	・ 定期的な事務事業の効率化	△検討	◎実施	☆完了			
経費の削減	・ 事務経費の削減	△検討	◎実施	☆完了			
B [†]			討・協議 〇:方気	計決定・策定 ◎:	実施 ⇒:継続実	施 ☆:完了)	

・駐車場の収益の増加 収入額:3,500千円(利用率:78.2%) 【参考】平成24年度:3,413千円(76.3%) 平成25年度:3,446千円(77.0%) 平成26年度:3,471千円(76.7%) 平成27年度:3,316千円(73.2%) 平成28年度:3,313千円(75%) 平成29年度:3,542千円(78.4%) 平成30年度:3,580千円(78.6%)

	取組項目	特別会計事業の財政健全化	重点項目	実施項目	駐車場事業				
平	実施計画	坂田駅無料駐車場を含めた坂田駅前駐車場の在り方を検討する。民間委託等の検討をする。駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。事務の効率化について検討する。				進捗度	С		
成27年度		託による時間貸しなどの運営形態について検討することとしたが、改めて答を得た。	無料駐車場となっている県有地の占用の更新が困難になっていたことから、駅前駐車場の利用動向を視野に入れ、民間委討することとしたが、改めて、県有地の占用更新の延長について、県に働きかけた結果、当面の更新について前向きな回については、従来の市広報誌への募集に加え、滋賀夕刊(長浜浅井版)に広告掲載し、市外在住者の利用者確保に努めの効率化に向けて検討した。						
平成2	実施計画 [平成28年成改定]	・駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。 ・事務の効率化について検討する。				進捗度	b		
28年度	実施結果	・駐車場利用者の増加(空き駐車場の削減)については、従来の市広報誌た。また、老朽化していた駐車場の看板を修繕し見やすく改善した。 ・駐車区画のプレートの氏名を表示せず番号のみとしたことより、契約解				評価	В		
平成2	実施計画 [平成28年度改定]	・駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。				進捗度	b		
9年度	実施結果	・駐車場利用者の増加(空き駐車場の削減)については、従来の市広報誌への募集掲載に加え、契約者募集のチラシを市内公共施設に設置・配布し、自治会に回覧した。また、老朽化していた駐車場の看板を修繕し見やすく改善した。							
平成30	実施計画	・駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。				進捗度	b		
年度	実施結果	・駐車場利用者の増加(空き駐車場の削減)については、従来の市広報誌	への募集掲載に加え	え、昨年度同様、契	約者募集のチラシを自治会に配布を依頼した。	評価	В		

令和元	実施計画	・月極め駐車場利用者の増加する方法について検討し実施する。・醒ヶ井駅前駐車場の利用状況を注視し、稼働率向上に向けて検討する。	進捗度	b
年度	実施結果	・駐車場利用者の増加(空き駐車場の削減)については、従来の市広報誌への募集掲載に加え、昨年度同様、契約者募集のチラシを自治会に配布を依頼した。・醒ヶ井駅前駐車場は、利用状況について集計し定期的に検証した。料金収入は、当初見込みを大きく上回る収入が得られた。	評価	



アウトカム (成果) →● 今後の方向性→O ●市営駐車場収支(三船/月極、坂田駅前/月極、醒ヶ井駅前/時間貸・フリー)収入/7,431,520円、支出/7,304,419円(うち一般会計へ繰出し4,725,000円)、差引127,101円 ○令和3年度から近江長岡駅前(日貸・フリー)を新規運営し、引き続き、健全な事業運営を行う。

基本方針3	基本方針3 自立した行政経営の推進			30
推進項目	進項目 財政基盤の健全化		実施項目	水道事業
取組項目	項目 特別会計事業の財政健全化 重点項目		所管課	上下水道課

現 状課 題

米原市水道基本計画に基づく施設の老朽化による更新事業や耐震化事業などの実施により、今後も多額の経費を要する。水道使用料金は人口減少と節水意識の向上により減少傾向にある。独立採算で経営を行うため、更なる経費削減と経営の見直しが必要とされる。今後第2期水道事業基本計画を策定し、健全な経営となるよう、費用の平準化を図り、施設の有効活用や効率的な施設の更新を行う必要がある。

-			在次計	t画(スケジュ [・]	-11 ¹)	
改革の取組		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民間委託等の推進	・施設運転管理と窓口業務委託の見直し(3か年契約)		△調査 • 検討 協議	◎実施	⇒継続実施	⇒継続実施 △調査・検討
中長期計画の策定	・第2期水道事業基本計画の策定(水道ビジョン)	△調査・検討	◎実施	◎実施 ☆完了		
組織、体制の見直し	・施設の統廃合など有効活用の検討			△調査	△検討	△協議
資産管理	・アセットマネジメント※の策定 (※資産の把握と効率的な更新計画)	△調査・検討	〇策定	◎実施	→継続実施	⇒継続実施
経費の削減	・有収率の向上 漏水が多発する地域での、漏水調査等の実施および対策工事 の実施	◎実施	→継続実施	→継続実施	→継続実施	→継続実施
]標(目標値) [平成29年度変更]	(△:調査・検	討・協議 〇:方記	針決定・策定 ◎	: 実施 ⇒: 継続実	施 ☆:完了)

- ・水道基本計画(10か年計画)を策定することにより、事業方針と経営の見通しを立て、併せて料金の適正化についても検証を行う。
- ・アセットマネジメントにより効率的な施設・管路の更新を行い、資産の延命化と事業費の平準化を図る。
- 企業債の抑制による起債残高の削減(償還元金以下の企業債発行額とする。)
- ・水道の有収率を83.0%とする。【 有収率 = 年間有収水量(料金として収入のあった水量) ÷ 年間給水水量(給水する水量) × 100 】

C
\subset
T
1

ŀ	取組項目	特別会計事業の財政健全化 重点項目 実施項目 水道事業						
平成2	実施計画	・アセットマネジメントの策定に向け資産の調査を行う。・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域・山東地域)	進捗度	b				
7年度	実施結果	・水道事業基本計画の策定の検討を行い、厚生労働省の示す「水道ビジョン」、「アセットマネージメント」および総務省の要請する「経営戦略ガイドライン」を 盛り込む総合的な計画を平成28・29年度に策定することとした ・有収率の向上のため比較的有収率の低い春照地先を複数の工区を分け5年度に跨る布設替えを行うこととし、春照地区第1・2工区配水管布設替工事を完成させ ることができた。						
平成2	実施計画	・水道事業基本計画の策定に取り組む。・アセットマネジメントの策定に取り組む。・施設維持管理および窓口業務の委託について業務内容の見直しと精査により効率化を図る。・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域)	進捗度	b				
18年度	実施結果	・アセットマネジメントの策定を含めて、水道事業基本計画策定業務を発注した。・施設維持管理業務および窓口業務の委託を行った。・有収率向上に向け、漏水調査および老朽管布設替えを行った(伊吹南部)。・水道の有収率:81.5%	評価	В				
平成2	実施計画	・水道事業基本計画の策定を完了する。・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域)	進捗度	b				
9 年度	実施結果	・第2次米原市水道事業基本計画の策定を完了した。 ・有収率向上に向け、春照地区の老朽管布設替えを行った(伊吹南部地域)。	評価	В				
平成3	実施計画	・有収率向上に向け漏水調査および老朽管布設替を行う。(伊吹南部地域)	進捗度	b				
年度	実施結果	・有収率向上に向け、漏水調査および春照地区の老朽管布設替工事を行った。(伊吹南部地域)・水道の有収率:83.2%	評価	В				

令和元	実施計画	・水道施設運転管理および窓口業務の委託について、業務内容の見直しと精査により効率化を図る。・基幹管路の耐震化工事に向けた中期整備計画を作成する。	進捗度	b
年度	実施結果	・水道施設運転管理および上下水道料金の算定や窓口業務を委託し、水道利用者のサービス向上および事業運営の効果的・効率化を図った。 ・中期整備計画の作成は、国庫補助事業採択に必要な計画で、市が実施する小規模な耐震化工事は補助基準に該当しなかったため作成を見送り、市単独事業として 令和2年度から令和6年度までに実施する1,828mの詳細設計業務を実施した。	評価	



アウトカム	(成果)	\rightarrow
	方向性-	

●将来においても「安全で安心できる水道水を安定的に使用者に供給する。」という水道事業本来の目的を達成するために、簡素で効率的な事業運営と需要者サービスの向上等について取り組んだ。

●施設の運転管理および上下水道料金の算定を含めた窓口事務の業務委託により事業運営の効率化を図るとともに、水道料金の適正化を図るため、平成29年度にアセットマネジメント手法による中長期的な更新需要に対する財政シミュレーションを実施した。その結果、大型事業が完了する令和6年度には財源不足となり、料金改定が必要との試算をしている。 ●伊吹南部区域での漏水が多発し、**令和元年度の有収率は79.2%**で平成30年度(83.3%)より低下した。

〇近年、節水型社会の定着等の社会状況の変化に伴い、水需要の伸び悩みによる水道料金収入の低迷や磯浄水場をはじめとする施設の更新時期を控えており、今後、中長期的な収支 バランスは厳しいものになってくるものと予想される。これらの状況を考慮し、安心・安全な水道水を安定的に提供するための、持続可能な財政構造の確立と健全財政の確立に取り 組む必要がある。

基本方針3	自立した行政経営の推進	
推進項目	財政基盤の強化	
取組項目	徴収率の向上と債権の適正管理	重点項目

NO	31	所管課	収納対策課					
実施項目	徴収率の向上							
現状課題	また、住民から負よう悪質滞納者に対 このほか、法律専	納税者の自発的な納税義務の履行を促し、期限内納付率の増加を図ることが必要である。 また、住民から負託された責務を果たすため、期限内納付者の目線で納付、徴収の公平性を図れるよう悪質滞納者に対して積極的な滞納処分を行う。 このほか、法律専門家と連携して生活再建型の滞納整理を行うとともに、大口滞納の解消に向けた 法的な検討を進める必要がある。						
改革の取組 (効果)	隽							
目 標(目標値)	徴収率95.0% (市民税、固定資産	税、軽自動車税、都	市計画税の現年度、沪	過年度の合計)				
年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度			
スケジュール	コンビニ収納・口座振替の推奨 休日納税相談の実施 徴収アドバイザーとの連携	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施	→継続実施 →継続実施 →継続実施	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施	⇒継続実施 ⇒継続実施 ⇒継続実施			
	(△:調	査・検討・協議 ○:7	5針決定·策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	:完了)			

平成	実施計画	・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査	進捗度	С
成27年度	実施結果	・コンビニ収納の普及に向けて、広報等による周知・促進を図った。 ・事務所公売(不動産)を実施した。 ・徴収アドバイザー(弁護士)と連携し、多重債務滞納者の過払金を回収して滞納税等に 充てるとともに、債務整理による滞納者の生活再建にも寄与した。大口滞納にかかる法的 問題を明らかにし、その解消に向けて手法を探った。	評価	В
平成(実施計画	・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査	進捗度	b
28年度	実施結果	・コンビニ収納の普及促進に向けて、広報等による周知、促進を図った。 ・インターネット公売1回、事務所公売1回実施。 ・徴収アドバイザーによる生活再建型滞納整理に向けた取組を実施するとともに、 大口滞納者にかかる法的問題について、その解消に向けた検討を行った。	評価	В
平	実施計画	・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施 ・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査	進捗度	а
成29年度	実施結果	・コンビニ収納の普及拡大が図れた。 ・捜索を実施し、差押えた物件のインターネット公売を行った。また、滋賀県による不動産合同公売にも参加した。 ・滞納者の生活状況の聴き取りを行い、法的な債務整理が必要な者については弁護士に繋いだ。また、徴収アドバイザーによる法律相談や債権管理研修を行い、関係職員の徴収意識やスキル向上にも資することができた。このほか、大口滞納者に対する法律的対応(滞納処分)の妥当性を確認した。	評価	Α

		実施計画	・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査	進捗度	а
1	平成30年度	実施結果	・コンビニ収納の利用率が高まった。 ・コンビニ収納の一形態である「ペイB」の導入を行った。 ・差押えた物件のインターネット公売を行った。また、不動産の事務所公売を行うとともに滋賀県による不動産合同公売を活用して、大口滞納の削減に寄与した。 ・滞納者の生活状況の聴き取りを行い、生活困窮等であることを把握した場合には、福祉部門と連携して対応を行った。また、法的な債務整理が必要な者については弁護士に繋いた。 ・徴収アドバイザーによる法律相談や債権管理研修を行い、関係職員の徴収意識やスキル向上にも資することができた。	評価	А
	令	実施計画	・コンビニ収納の普及促進、インターネット公売等の実施・徴収アドバイザーを活用した生活再建型滞納整理の実施、大口滞納解消に向けた調査	進捗度	b
	印和元年度	実施結果	・コンビニ収納の利用率が増加し、利用促進が図れた。 ・不動産の事務所公売を実施し、滞納解消に努めた。 ・滞納者の生活状況の聴き取りを行い、生活困窮等であることを把握した場合には、福祉 部門と連携して対応を行った。また、法的な債務整理が必要な者については弁護士に繋い だ。 ・徴収アドバイザーによる法律相談や債権管理研修を行い、関係職員の徴収意識やスキル 向上に資することができた。	評価	



アウトカム(成果)→● 今後の方向性→○

- ●(収納対策課) R1 滞納処分/150件・換価額8,064,997円、徴収員活動/1293件訪問、 徴収金額16,082,783円、不動産公売/1,261,000円
 ●(税務課調べ) 市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・鉱産税・入湯税・都市計画税) 徴収率 R1/97.0% H30/96.9% H29/96.5% → 年々徴収率は上がっている。

〇随時、適切な通知や折衝を行い、徹底した収納管理を図るとともに、賦課担当課と連携して滞納の早期解消に 向けた取組を継続して行う。

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	財政基盤の強化
取組項目	自主財源の確保

NO	32	所管課	₹/平成30年度かり	ら政策推進課					
実施項目 『平成29年度変更』	ふるさと納税の推進								
現 状課 題 [平成29年度変更]	米原の魅力を最大限生かせるまちづくりを推進するため、ふるさと納税として、市の自主財源となる「ふるさと応援寄付金」を募っている。制度を創設した平成20年以降、例年50件程度の寄付であったが、平成27年度に制度を見直し、ふるさと納税専用サイトおよび市商工会インターネット通販サイトと連携したことにより、情報発信力が強化され、寄付者の大幅な増加につなげることができた。これを一過性のものにしないよう、今後もふるさと納税を推進していく必要がある。								
改革の取組 (効果) 「平成29年度変更」	【効果】 ・市の自主財源の確	すアプローチ等の仕							
目 標() (目標値) (平成28年度改定) (平成29年度変更)	目標値 1,030件 目標値 65,000千円								
年次計画	年次計画 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令								
スケジュール (平成28年度で型) (平成28年度変更) (平成30年度改定)	△ 委託事業の協議 ○ 新制度方針決定	○ 寄付受領証明書 の電子公印化	△ ふるさと納税窓口 の拡大 ○ 返礼品の見直し	◎ 返礼品の追加○ 返礼品の見直し○ 広告物の制作	◎ 返礼品の追加○ 返礼品の見直し○ 広告物の制作				
	(△:調	査・検討・協議 ○:	方針決定・策定 ◎:実	『施 ⇒:継続実施 ☆	: 完了)				

平成っ	実施計画	・ふるさと納税専用サイトとの連携実施 ・ふるさと納税業務の一括民間委託の実施 ・市商工会インターネット通販サイトとの連携実施 ・年間寄付目標値 180件	進捗度	а
27年度	実施結果	・ふるさと納税専用サイトとの連携実施 ・ふるさと納税業務の一括民間委託の実施 ・市商工会インターネット通販サイトとの連携、ふるさと割適用による実施 ・年間寄付件数/1,293件、寄付金額/72,045千円(前年:件数/31件、金額/1,395千円)		
平成	実施計画	年間寄付目標値 1,030件・寄付受領証明書の電子公印化	進步度	С
28年度	実施結果	・年間寄付件数1,004件・寄付金受領証明書の電子公印化・返礼品選定要領の策定		
平成20	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・年間寄付目標値 1,030件 目標金額 65,000千円・ふるさと納税窓口の拡大・返礼品の見直し	進捗度	С
9 年度	実施結果	・年間寄付件数:614件 ・返礼品の追加、見直し		
平成3	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	年間寄付目標値 1,030件 目標金額 65,000千円	進捗度	а
〇年度	実施結果	年間寄付件数:1595件・寄付金額:86,340,409円・寄付サイトの増設(2サイト)、体験型返礼品の開拓		

(様式1)

令和	実施計画 【平成28年度改定】 【平成29年度変更】	・年間寄付目標金額 86,000千円・ガバメントクラウドファンディングの実施	進捗度	а
和元年度	実施結果	 年間寄付件数:3013件 ・寄付金額:146,315,010円 ・寄付サイトの増設(2サイト)、新規および体験型返礼品の開拓 ・GCF(流星打上げ)1件(19件、1,006,000円) 		

基本方針3	自立した行政経営の推進
推進項目	財政基盤の強化
取組項目	自主財源の確保

NO		33	所管課	管財課				
実施項		市有財産の活用の	市有財産の活用と処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
	状 題 Z	合併前から既に用途廃止され遊休化している施設や土地開発基金により取得した財産など未利用の 財産がある。これらの財産の利活用を積極的に行い、市有財産のスリム化を図る必要がある。						
改革の取(効果)		市有財産利活用の 【効果】施設管理経費の縮	公共施設再編計画に基づき施設の処分、解体を行う。市有財産利活用の方針に基づき、財産の処分、貸付けを行う。					
目標値) ・ 老朽施設の解体(全7施設) ・ 遊休地の処分(全24か所)								
年次計画		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
スケジ <i>:</i>	ュール	⇒ 継続実施 老朽施設の解体処分 遊休地の処分	⇒継続実施	→ 継続実施 一 一 一 一 二 計 計 計 一 二 二 計 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	⇒継続実施	⇒ 継続実施 : 完了)		

	実施計画	・旧東草野小中学校甲津原分校の解体・大町、顔戸町集会所の解体、地元譲渡・中ノ町集会所の地元譲渡	進捗度	а
平成27年度	実施結果	・旧東草野小中学校甲津原分校の校舎棟解体、土地および体育館を地元譲与 ・旧山東農業共済事務所の建物解体撤去条件付きで土地および建物を地元へ譲与 ・大町、顔戸町集会所の解体後、土地を地元へ譲与 ・中ノ町集会所の修繕後、土地および建物を地元へ譲与 ・旧米原小学校の建物を社会福祉法人へ譲与、土地を減額譲渡 ・伊吹生きがいセンターの土地および建物を地元へ譲与 ・顔戸地区の草の根広場の土地を地元へ譲与 ・旧大原診療所医師住宅の土地および建物を公売		
平	実施計画	・遊休地の処分・柏原小学校の旧プール解体・旧伊吹保健センターの解体	進捗度	а
成28年度	実施結果	 ・柏原小学校プールを解体し、跡地を地元柏原区へ譲渡 ・高番地先市有地を地元高番区へ譲渡 ・旧山東学校給食センターの土地建物の公売を実施し売却 ・旧近江なか保育所の土地建物の公売を実施し売却 ・旧柏原幼稚園跡地を柏原小学校用地として用途決定 		
平成の	実施計画	・遊休地の処分 ・「公共施設再編計画」を公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として位置付け、公共施設再編計画を見直す。	進捗度	b
29年度	実施結果	・旧米原警察署跡地の3区画のうち1区画を公売により売却した。 ・旧ボランティアセンター三島荘の解体工事設計が完了し、解体の準備が整った。 ・旧近江ひがし保育園は、隣地との境界確定を終え、処分準備が整った。	/	

ľ	基本方針3	自立した行政経営の推進
ĺ	推進項目	財政基盤の強化
I	取組項目	自主財源の確保

	NO	33	33 所管課 管財課				
	実施項目	市有財産の活用と処分					
	現 状課 題	合併前から既に用途廃止され遊休化している施設や土地開発基金により取得した財産など未利用の 財産がある。これらの財産の利活用を積極的に行い、市有財産のスリム化を図る必要がある。					
라	【取組】 ・公共施設再編計画に基づき施設の処分、解体を行う。 ・市有財産利活用の方針に基づき、財産の処分、貸付けを行う。 【効果】 ・施設管理経費の縮減を図る。 ・財源確保が期待できる。						
	目 標(目標値)	・老朽施設の解体(・遊休地の処分(全					
	年次計画	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	スケジュール	⇒ 継続実施 老朽施設の解体処分 遊休地の処分	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	⇒ 継続実施	
		(△:調査・検討・協議 ○:方針決定・策定 ◎:実施 ⇒:継続実施 ☆:完了)					

中华	実施計画 【平成29年度変更】	「公共施設再編計画」を公共施設等総合管理計画に基づく個別計画として位置付け、公共施設再編計画を見直す。・遊休地の処分	進捗度	b
成30年度	実施結果	・旧米原警察署跡地の2区画のうち1区画を公売により売却した。 ・旧伊吹保健センター分室を解体し、伊吹第1グラウンド駐車場として整備した。 ・旧ボランティアセンター三島荘の解体を終え、利活用の準備が整った。 ・旧近江診療所は、土地登記問題が整理され、利活用の準備が整った。 ・息郷老人憩の家を廃止とした。		
令和元	実施計画 【平成30年度変更】	・公共施設再編計画に基づき施設の解体、処分を実施・遊休地の処分	進捗度	b
元 年 度	実施結果	・旧坂田診療所医師住宅と大町改良住宅2棟の解体を実施した。 ・市有地の売却に向けて、春照地先の市有地の境界確定および分筆、土地鑑定業務を実施した。また、梅ヶ原地先の土地の土地鑑定業務を実施した。		